

# 「市民社会と社会的金融」

—— ヨーロッパと日本の NPO 支援システム ——

重頭ユカリ  
山口 郁子  
菅 正広  
藤谷 武史  
宮本 太郎

## 第1部 講演

「ヨーロッパの社会的金融」 05

「金融 CSR」への挑戦

～中央ろうきんの NPO 支援～ 34

## 第2部 討論

- 1 市民社会と社会的金融  
—— マイクロファイナンスの視点 66
- 2 市民社会と社会的金融  
—— NPO 法の視点から 76
- 3 コメントと質疑応答 88



この「ACADEMIA JURIS BOOKLETシリーズ」は、北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センターが主催したシンポジウム・講演会等の内容を記録するものです。

本号には、二〇〇八年七月十八日、北海道大学人文社会科学総合教育研究棟二〇二室で行われた、シリーズ「二十一世紀市民社会の可能性」の第一回目のシンポジウム「市民社会と社会的金融——ヨーロッパと日本のNPO支援システム——」（共催：北海道大学公共政策大学院・福祉労働政策事例研究）の内容をおさめました。

## 「市民社会と社会的金融」

—— ヨーロッパと日本のNPO支援システム ——

司会（宮本太郎） ただ今から、北海道大学公共政策大学院と大学院法学研究科附属高等法政教育研究センターが共催するシンポジウム「市民社会と社会的金融 ヨーロッパと日本のNPO支援システム」を始めます。私はセンター長の宮本です。

このシンポジウムは「社会的金融」というタイトルを掲げています。皆様ご存じのように、最近、社会的企業という言葉で括られることも多いNPOや協同組合といった民間の組織が、大きな役割を果たすようになってまいりました。本来、こうした組織は、地域社会にあるさまざまな問題に細かく対応する能力を期待されていたのですが、地域社会にお金がない、行政がお金を持っていないといった理由で、コスト削減のツールのようにされ、本来の力を発揮しきれない

いところがあると思います。一方で、地域社会では、自分たちのお金を少しでも地域のために使いたいと思っている人たちがたくさんいます。

ところで、もう少し広く見回すと、最近では、リスクビジネスとかヘッジファンドといわれる投機的な資本が世界の金融市場を徘徊しています。サブプライムローン問題から始まり、金融の先物取引、ガソリンの値上げや食料費の高騰など、私たちの生活を直撃するようになっていきます。本来、市民社会の潤滑油のような存在だった金融が、私たちの生活を脅かすような存在にもなっているのです。本山美彦さんが最近お出しになった本（『金融権力―グローバル経済とリスク・ビジネス』岩波新書 ※カッコ内編集部注。以下同様）の中で用いられた表現を使わせていただくと、「金融権力」とでも言うべき存在がチラチラしてきているわけです。

そうしたグローバルな動きと地域の問題はおそらく直接つながっていて、ヘッジファンドやリスクビジネスも、もとをたどれば、市井の文房具業の経営者たちが年金のために出し合っていたお金をヘッジファンドに預けることで、リスクビジネスが回っていくようなところがあります。ところが、文房具業の経営者たちがそのようなお金の使い方を望んでいたのかというと、必ずしもそうではないのではないかと。もし、そうした人たちのために、地域社会に別な金融の受け皿があれば、それが金融権力に対する対抗力「カウンターベ어링・パワー」として、まったく違っ

た展開が期待できるのではないか、とも考えています。

ある意味で、まさに「グローバル」な存在の要になっていくような社会的金融ですが、本日はこの新しい分野で、特にヨーロッパにおける最新の展開や日本における実務などに深くかかわり、ご研究を重ねているお二人のゲストを東京からお招きしました。

お一人目は、農林中金総合研究所の重頭ユカリさんです。重頭さんは、イタリアの倫理銀行なビョーロッパの社会的金融に大変詳しく、この分野で重要な論文を書かれている方です。

お二人目は、中央労働金庫で主に実務を通して社会的金融にかかわっておられる山口郁子さんです。山口さんは、日本の社会や地域における社会的金融の意義を大変分かりやすくお話してくださる方として知られています。

お二人のゲストに加えて、本学よりお二人に討論をお願いしました。

お一人目は、公共政策大学院教授の菅正広さんです。菅さんはマイクロファイナンスの本を執筆中で、十月あたりに公刊されるご予定です（『マイクロファイナンスのすすめ』として二〇〇八年十月に東洋経済新報社より公刊）。

お二人目は、法学研究科准教授の藤谷武史さんです。藤谷さんは行政法・租税法が専門ですが、NPO法制にも大変お詳しく、私もある研究大会で一緒にした際、問題意識を共有していること

に気付いた覚えがあります。

この四人のパネラーに加え、公共政策大学院教授の山口二郎さんにもお越しいただいております。山口さんも現在、市民社会民主主義研究プロジェクトの代表に就かれ、市民社会の中で民主主義が機能していく制度の道筋について、いろいろと考えているところだと思いますが、ぜひコメントなどもいただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、それでは、早速シンポジウムを始めさせていただきます。まず、重頭さんと山口郁子さんにそれぞれ四十五分程度のプレゼンテーションをお願いします。その後、二人の討論者に十〜十五分程度のコメントをいただき、さらに皆さんで議論していただくということを進めたいと思います。

このシンポジウムは公共政策大学院との共催であると先ほど申し上げましたが、その中で「福祉労働政策事例研究」という授業を前期に展開しております。この授業は、私と厚生労働省からお見えになっている稼農和久教授でチームティーチングしているのですが、稼農さんからもあとご議論いただけたと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

## 第一部 講演

### 「ヨーロッパの社会的金融」

#### 1 社会的金融（ソーシャル・ファイナンス）とは

**重頭ユカリ** 農林中金総合研究所の重頭ユカリと申します。本日は「ヨーロッパの社会的金融」を紹介いたします。

私はそもそも農林中金がつくった研究所の職員ですから、金融についての調査をしているのですが、その中で、お金がうまく流れないとところに「流れる仕組み」ができるためには、どうしたらいいのかということに興味を持ち、イタリアの倫理銀行などの調査を始めるようになりました。

私の職場は東京の大手町にあるのですが、そこで最近、ある新聞の広告で、「マネーは英語よりもグローバルな存在である」というコピーを見かけました。実際、お金はともグローバルな存在になっていて、自分が一生懸命貯めたお金の運用先は誰にも分かりません。例えば、近くの銀行に預けたと思っても、めぐり巡って武器を造る産業に融資されているかもしれない、どこに流れ、どのように使われているのかというのは、まったく分からないのです。そういう問題をどうにかしようというのが、「社会的金融（ソーシャル・ファイナンス）」ではないかと思えます。

### 社会的金融の定義

レジュメ（資料1）では、「社会的金融（ソーシャル・ファイナンス）」とは何であるかをいくつか紹介していますが、具体的にこれがソーシャル・ファイナンスであるとの定義は、おそらくまだないと思います。ただし、金融面で利益を得るのと同様に、社会面でも何らかの利益を得ることが共通した考え方になっています。従来の市場主義や資本主義では、金融面で利益を得ることが第一の目的で、儲けることばかり考えてきましたが、儲けを考えると同時に、何か社会のために役立っているのかという観点を持って金融の業務をやっていくことが、ソーシャル・ファイナンスであると思えます。



一方、社会的に良いことをするからといって、経営として成り立たなくてよいのかという点、それはまた違うのです。社会的に良いことをするのだけでも、それなりに持続性をもつてやっつけていかなくてはいけないわけで、その辺りの舵取りがとても難しいと思います。

また、連帯の精神を持つ貯蓄者や社会のために何かしたいと考えている貯蓄者と、社会のために何かしたいという事業を行う企業家を仲介する役割を果たすのが、ソーシャル・ファイナンスのシステムとも言えます。

「社会的金融 (Social Finance)」と似た言葉として、「倫理的金融 (Ethical Finance)」や「連帯的金融 (Solidarity Finance)」という言葉があります(資料2)。イギリスでは、一般的に私

## 社会的金融(ソーシャル・ファイナンス)とは

- 「金融面での利益と同様に、『社会的な利益』(Social Return)や『社会的配当』(Social Dividend)を求める組織による資金供給」TSA Consultancy Ltd (2003) : Social Finance in Ireland
- 「市場で操業し、かつ市場を受け入れる一方で、何かよいことを行う。社会的な善を求めることと調和がとれている限り、利潤追求とソーシャル・ファイナンスとは両立できる。社会的な目的を持つことはソーシャル・ファイナンスの概念にとっては根本的なことであるが、金融サービスの提供を行う機関の安定性を犠牲にしてなされるべきではない。ソーシャル・ファイナンスは、常に平衡をとる行為である」 Bernd Balkenhol (2003): Expanding social finance-towards a worldwide social finance circuit : INAISE Conference paper
- 「ソリダリティ・ファイナンス・システムは、連帯の精神をもつ貯蓄者と社会的な精神をもつ企業家とを仲介する 'machinery' でなければならない」 Henri Rouillé d'Orfeuil (2004): Towards a European solidarity finance system

資料1

たちが思う「社会的金融」という言葉を使わずに、「倫理的金融」という言葉を使い、「倫理的金融」の下に「社会的金融」と「連带的金融」という区分があるようです。一方、フランスでは「連带的金融」を使うのが一般的です。そこ

のところにあまり深く立ち入ってもそう実りはないと思いますし、実務家の方に「使い分けをどうするのですか」と聞いたなら、「言葉は関係ない、やっていることが大事だから」という回答がありました。そこで、日本ではおそらく「社会的」という概念のほうが「倫理的」より少し広いような気がしますので、「社会的金融（ソーシャル・ファイナンス）」という言葉で全体をひっくり返して説明しているとお考えいただけたいと思います。

## (参考) 関連用語の分類

- コンセンサスを得た定義はない
- 以下の3つの用語は、指す内容の範囲によって使い分けることもあるが、同一の内容でも国によって使う用語が違うこともある
- 日本の場合は、社会的金融（ソーシャル・ファイナンス）と呼ぶほうが幅広い概念を含められるように思われる

関連用語の分類

Ethical Finance	イギリスでは、金融面でのリターンを達成するという投資家の利益と、社会的、環境的、また/あるいは倫理的な事柄への関心を結びつける商品やインシヤチブをさすのに一般的に用いられる。一般的に、内在する社会的なリターンを達成するために、幾分かの経済的な利潤をえることを喜んであきらめる意思を含む
Social Finance	社会的経済の組織や、社会的かつ/あるいは環境志向の組織を支援するために用いられるファイナンス。社会的なリターンが第一要件であるため、SRIはここからは除外される。イギリスではEthical financeの下位区分として用いられる
Solidarity Finance	投資の全てあるいは一部が途上国のプロジェクトを支援するために用いられる時に典型的に利用される言葉。時に国内でも社会的公正の目標を支援する投資を意味するために用いられる。この言葉がもっとも広く利用されているのはフランスで、同国ではethical financeセクター全体を指すのに用いられる

注 Brown, J. and Thomas, W. (2005)に掲載の表を一部抜粋し、本文中に記載された内容(斜線の文)も加筆し、筆者が和訳

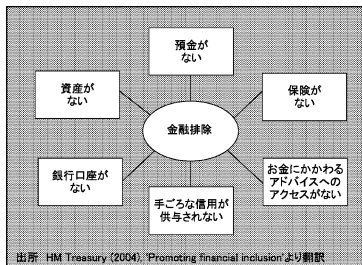
資料2

## 社会的金融が注目される背景

社会的金融が注目される背景としては、いわゆる「金融排除」の問題があると思います（資料3）。金融排除とは、いろいろな金融サービスが受けられない状態で、単に貧しくて何かができないということだけではなく、何か事業をしようと思っても融資が受けられないなど、幅広い内容を指して金融排除と言われています。ですから、日本のように一般的に裕福と思われている国でも、「貸し渋り」という言葉が話題になった時期があるように、問題があつて部分的にお金がうまく回って行かない状況はたくさんあるのです。それと同じような状況はいろいろな国で生まれており、そうした問題の分析で社会的金融が注目されているのだと思います。

### 社会的金融が注目される背景—金融排除の問題

- 金融排除とは、様々な金融商品やサービスへのアクセスが欠如している状態で、社会的排除(social exclusion)の一つの側面
  - 社会的排除とは、人々や地域が失業、スキル不足、低所得、不十分な住宅、犯罪の多発する環境、不健康や家庭崩壊等の問題に苦しんでいるときに起こり得ることを簡略化した言葉で、単なる貧困や低所得よりも広い概念を含む
  - したがって、金融排除は貧困と密接に関係しているが、単に貧しい人が金融商品を利用できないというだけでなく、新規事業の開始の際にリスクが高いとみなされて融資を受けられないこと等多様な概念を含む



出所 HM Treasury (2004), 'Promoting financial inclusion'より翻訳

資料3

もう少しかみ砕いてみますと、「金融倫理」とでも言いましょうか、預金者の意識の中に銀行の収益本位の姿勢に対する不満があることが挙げられます。店舗の統廃合や、窓口でサービスを提供したくないためすぐにATMに行けと言われるなど、サービスに対する不満がありますし、自分の預金がどのような融資に使われているのかもさっぱり分からず、そうした情報開示が少ないといったことに対して不満を感じる人も増えてきていると思います。

もう一方のところで、先ほど宮本先生からお話がありました「社会的企業」が、借り手側として、ヨーロッパで非常に発展してきているということがあります。社会的企業の話になると長くなるので今回は省略しますが、ヨーロッパでは、福祉システムの改革や地方自治体の分権化・民営化などが進んだことによつて、企業的な手法を採り入れつつ、社会的な事業を行う社会的企業が非常に発展してきています。また、預金者の意識も変わってきているし、借り手の側にも新しいニーズが生まれ、新しいことをする人たちが増えてきていて、その人たちにお金をうまく流す必要が出てきてきているのです。そのためには、先ほど用語の定義で申し上げましたように、何らかの専門の仲介者が必要であり、それがソーシヤル・ファイナンスやソーシヤル・バンキングではないかと思えます。

## 2 イタリアの倫理銀行

### 倫理銀行の成り立ちと現状

ソーシャル・ファイナンスの具体的な例として、イタリアにその名も「倫理銀行(Banca Etica)」という銀行があります。

倫理銀行の由来を申し上げますと、一九七〇年代後半からイタリアの一部に、「MAG (Mutue per l'AutoGestione)」という、組合員から資金を集めて社会的なプロジェクトに貸し付ける協同組合形式の組織がありました。その活動はイタリアのいくつかの地域で行われていたようですが、九〇年代に入るとEUの成立などもあり、広く一般から預金を集めるためには銀行として認可されるが必要となりました。ちょうどその頃、一九九一年に、イタリアでは「社会的協同組合」という法律が成立しました。社会的協同組合とは、体の不自由な人を雇用に就かせるためのサポートをしたり、高齢者のためのケアサービスを提供したりする、社会的な事業を行う協同組合で、イタリア国内にもともと存在していたのですが、法律ができたことよって、その数が非常に増えてくることになりました。そうした中で、やはり自分たちの銀行を作ろうという動きが

盛り上がってきたと聞いております。

具体的には、一九九四年十二月に二十二の非営利組織が、自分たちの銀行「倫理銀行」を作ろうとアソシエーションを設立し、活動を開始しています。翌九五年には、それを協同組合に転換して、銀行の創立に必要な資金を集めるキャンペーンを行ったそうです。そのキャンペーンは非常に盛り上がったものでして、自分たちの銀行を作るために全国でお金を集めるという活動を三年ぐらい行った結果、一九九八年十二月に銀行としての認可を受け、翌九九年三月に業務を開始しています。まさしく借り手側の成長もあつたし、そうした銀行を作りたいという貯蓄者の意識もあつて、倫理銀行が形成されたこととなります。

こうした成り立ちでできている銀行ですから、基本的な原則を掲げていまして、自分たちの経済的な業務である金融活動が、社会的にどのような好影響をもたらすかということに非常に注目しています。また、公平性や透明性も重視しています。透明性については後で紹介しますが、注目も、どのように業務を行い、どこにどういう融資を行ったかということをガラス張りに行っています。また、どんな協同組合でも、出資者や組合員の参加を重視していると思いますが、倫理銀行では、出資者だけではなく預金者の参加も重視していこうという考え方になっています。

ここで簡単に、倫理銀行の現状（資料4）をご説明しますと、組合員数なども年々増加してお

り、二〇〇七年末の段階で二万八千人ほどの組合員がいます。店舗数も最初は一つ、二つから始めて、一年にだいたい一店舗ぐらいつづ増えており、現在は十一店舗あります。職員数も最初は五人で始めたようですが、年々増加しています。現在は百四十三人まで増えています。出資金も増え、預金や貸出金も非常に拡大している状況で、今のところ規模は右肩上がりに拡大しているということです。利益については、二〇〇五年から会計の基準が変わりましたが、新しい基準になった二〇〇五年以降も年々増大しています。とりあえずうまく回っているというか、規模は拡大しつつ業務もうまく行われていて、決して赤字ではない銀行になっています。

## 倫理銀行の現状

- 規模は年々拡大
- 2007年末の職員数143名（設立時5名）
- 支店は11都市にしかないが、郵便、ネットで利用できるほか、提携先の他の銀行からも預金の預入が可能

倫理銀行の概要

（単位 万ユーロ）

	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年
組合員数(人)	17,472	19,991	22,242	24,433	25,920	27,364	28,432
店舗数(店)	5	7	8	8	9	10	11
職員数(人)	38	62	79	84	98	122	143
移動銀行員(人)	4	6	12	16	17	22	24
出資金	1,127	1,419	1,608	1,734	1,844	1,943	2,029
預金	12,325	19,858	25,088	32,149	38,255	41,846	48,670
貸出金	6,900	8,740	14,719	20,960	26,804	32,246	37,312
当年度純利益	34	15	1	11	* 63	126	335

資料：倫理銀行01年～07年Bilancio Socialeより作成

注：2005年からは国際財務報告基準(IFRS)に沿っており、当年度純利益の数値は2004年までと連続しない

資料4

## 倫理銀行の業務

では、この銀行の業務が、具体的にどのような行われているのかを見ていきたいと思います。

倫理銀行の場合、定期預金などの基本的なサービスはすべて行われており、クレジットカードも発行しています。ただ、お金を預けることはできても、個人が自由に、消費のためのローンを借りることはできません。ただし、以前は個人に対する貸出はまったく行っていなかったのですが、要望が多かったために、住宅や教育のための個人貸出が行われるようになりました。特に定款に定めているわけではありませんが、個人向けの貸出は全体の二割以内におさめる方針だとのことです。

組織向けの融資についても、対象自体が限定されていますし、内容も限定されています。営利的な企業には一切融資は行われず、非営利組織だけに融資を限定しています。具体的には、社会的協同組合を含む協同組合、イタリアのNPO、アソシエーションなどがその対象です。

こうした非営利の組織であっても、融資の使い途を限定しています。四つの区分でしか融資をしないことになっています（資料5）。最も貸出が多いのは、「生活の質の向上、スポーツや文化的なイニシアティブの推進」というカテゴリーです。二番目に多いのは、「社会・公衆衛生・教育、社会的排除に対する運動、雇用促進」という区分で、まさしく社会的協同組合などが担って



いる範囲ですが、そういうプロジェクトに融資するものです。三番目は「発展への協力、国際的なボランティア、フェア・トレード」といったような内容で、四番目のカテゴリーは「環境保護、文化財保護」です。

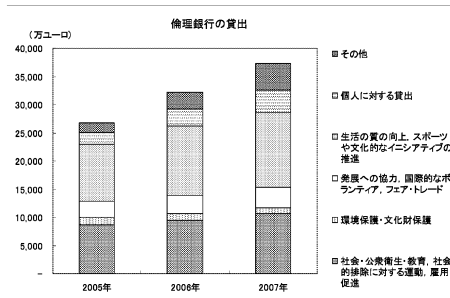
まとめますと、倫理銀行の業務は非常に限定されており、貸出先の組織形態は非営利なものに限られますし、融資の内容もこうした四種類のものにしか貸し出さないというように限定されています。

### 融資の審査

融資の審査を行う場合には、その融資によってどのような社会的な効果があるのかを非常に重視しています。普通の銀行であれば、この人

## 預金と貸出

- ・ 定期預金金利は上限から0の間で選択可能
- ・ 融資の対象は、社会や環境に関連するものに限定
- ・ 以前は個人に対する貸出は行っていなかったが、要望を受けて、個人が省エネルギー設備を購入するため等の資金を貸し付けるように



資料5

にお金を貸したらお金は返ってくるのかといった経済的な観点で審査を行うと思いますが、倫理銀行の場合は、経済的な審査を行う前に「社会的な審査」を行うことにしています。

社会的な審査は、その融資によって本当に社会的に好ましい影響があるのかどうかをチェックする内容になっています。その下準備として、まず融資対象の組織から、武器等の生産や環境に悪影響を及ぼすような経済活動を行っていないという念書的な書類を取ります。次に、組織の種類や業務内容といった一般的な書類が提出された後、「VARI (Value Requisites Indicators) メソッド」を利用した審査を行っています。(資料6)。

どういう内容で審査を行うかという点、倫理

## 融資の審査

- ・ 法人の融資対象は非営利組織のみ(営利企業は対象ではない)
- ・ 審査は社会的な審査→経済的な審査の順で行う
- ・ 社会的な審査の内容
  - (1) 以下に該当する行為を行っていないという書類を提出  
武器等の生産、環境に悪影響を及ぼす経済活動、人権侵害、労働搾取、保護されている生物への実験を伴う科学研究、環境を汚染するエネルギー源や技術を使うもの(農薬等)、賭け事、性的産業、特定のカテゴリーの人を疎外
  - (2) 下記の内容を記入して提出  
組織の種類、設立日、法的に登録された住所、組織構造と労働力(出資者/組合員、組合員労働者、ボランティア、インターンシップ、外部のコンサルタント等)、過去3年間の総売上高、主な業務内容
  - (3) VARI(Value Requisites Indicators)メソッドを利用した審査  
次ページの9つのValueを満たしていることが求められる

資料6

銀行が重視している九つのバリューがありまして、そこでは①民主的な参加、②透明性、③機会平等、④環境への配慮、⑤社会的な質の創造、⑥労働環境への配慮、⑦ボランティアワーク、⑧弱者への連帯感、⑨地域との結びつき——といった九つの価値観が重視されます（資料7）。また、これらの価値観に対して、それを測る係数もあります。例えば、「民主的な参加」であれば、定期的に会合を招集しているかとか、出資者が会合にどの程度参加しているかなどを重視しています。「機会平等」であれば、性差別や人種差別がないという条件が、本当に満たされているかどうかをチェックします。具体的には、出資者の会合への参加率などを五段階ぐらいで評価して、八〇%以上であれば何点と指標化し

## VARIモデルで満たすべき要件

### 9つのValueと各Valueについて満たすべき要件

- 民主的な参加
  - 定期的な会合の招集
  - 出資者の会合への参加
  - 委員会やフォーラム組織の有無
  - 会合への職員の参加の有無
  - 出資者と職員の割合
  - 理事会での選挙の可能性
  - 経済的な参加
  - 意思決定過程への参加
  - 内部規範の存在
  - ステークホルダーの参加
- 透明性
  - 内部の情報循環
  - 外部の情報循環
  - ステークホルダーとの頻繁なコミュニケーション
  - 適用法で求められているバランスシートが存在
  - 社会環境報告書の存在
- 機会平等
  - 性差別がないこと
  - 人種差別がないこと
- 環境への配慮
  - 環境への配慮：汚染物質の削減
  - コンスタントな改善
- 社会的な質(social quality)の創造
  - 社会的に有用なサービス／製品
  - 地域の必要性に答える能力
- 労働環境への配慮
  - 契約への配慮
  - 雇用者と他の有給スタッフの比率
  - 清潔で衛生的な労働環境
  - 労働場所の安全性
  - 労働時間への配慮
  - 給与の平等性
- ボランティアワーク
  - ボランティアの維持策
  - ボランティアへの継続的なトレーニング
- 弱者への連帯感
  - 障害者の雇用者の存在
  - 仕事以外のレクリエーションの時間
  - 外部組織との関係
  - 外部の弱い人への援助への貢献
- 地域との結びつき
  - 地域に関する知識
  - 地域の機関との関係
  - 労働者、非労働者の出資者の地域的なルーツ
  - 地域での効果的なプレゼンス

資料7

ていきます。同様に、それぞれの評価基準について、いくつかの要件とそれを表す指標を設定し、最終的には指標にウエイトをつけて判断を行っています。

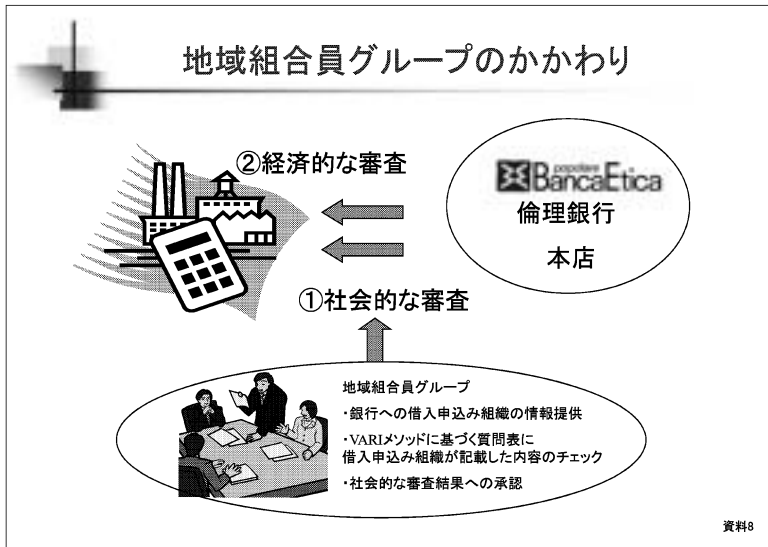
そのように、具体的に数字で測れるものは、ある意味で計算しやすいと思うのですが、もっと分かりにくい点もあると思います。例えば、透明性について、外部に情報を公開していますかと尋ねたら、おそらく誰でも公開していると答えると思いますが、このような点をどう審査するか問題で、地域の組合員からチェックを受けるといった機能を設けています。

もう少し詳しく説明しますと、社会的な審査を行う際、お金を借りたい組織から質問票に「イエス」「ノー」といった答えが返ってきた時点で、その回答が本当なのかをその地域の組合員のかからボランティアで社会的な審査を行う人たちがチェックすることになっています（資料8）。先ほど申し上げましたように、倫理銀行の支店は全国に十一しかありません。イタリアは細長い国で、地域事情もいろいろあると思いますし、各支店の職員が地域の情報に必ずしも精通しているわけではありませんので、地域に住んでいる人たちが、その組織がどのような活動を行っているか、本当に外部に情報を公開しているのか、といったことをチェックする機能を果たす役割を担っているのです。

倫理銀行とはいえ、もともと一般の金融機関で働いていた職員がたくさんいますから、経済的

な審査のチェック機能は十分な経験を持っていて、おそらく簡単にできると思います。しかし、社会的な審査をどのように行うかはとても難しく、そこはまさに地域の組合員の人たちの力を借りるという仕組みになっていくのです。これらの人たちはソーシャル・エバリュエーターと呼ばれ、社会的な審査のための専門の研修を受けています。

倫理銀行の人に「こんなに多くのことを質問して、借入を希望する組織はすべてに答えられるのですか」と聞いたところ、「イタリアでは、経済的なバランスシートだけでなく、社会的なバランスシートを作っているところが多く、特に非営利の組織ではそうした事例が多いので、審査の際に改めて作るというものでもなくて、



そういう部分の整備は割と進んでいるですよ」というお話だったので、その辺りの仕組みは、日本とは少し違う部分もあるのかなと感じました。

### 透明性の確保

倫理銀行の融資先で私が訪問したことがあるのが、精神障害者の方のためのA型社会的協同組合であるポリス・ノーバ・グループです。ポリス・ノーバ・グループでは、デイセンター形式で精神障害者が軽作業やエルゴセラピー（作業療法）を行っており、二〇〇三年の利用者は七十四名でした。この組織が二〇〇四年に、建物の修繕のための約三万六千ユーロと、地方公共団体の委託費が支払われるまでのつなぎ資金として二十五万ユーロを、倫理銀行から借り入れています。

ここは私が直接行ったことがある融資先ですが、倫理銀行のホームページ (<http://www.bancaetica.com/>)を見れば、どこにいくら貸しているのかという一覧表が出ており、その中の組織の名前のところをクリックすると、詳しい内容をだれでも見ることができるようになっています（資料9）。イタリア語なので分かりにくいのですが、融資額や貸出時期、返済期限、担保、組織の活動内容などを、組合員や預金者だけではなく日本からも見ることができ、貸出先は全部公開されています。こうした状況ですので、自分の預けたお金がどこに行ったか分からないというこ

とはまったくありません。この点が、透明性を重視する上で非常に重要であると思います。貸出先のプライバシーの問題や焦げついた場合の対応などを考えると、日本でこうしたことを行うのはなかなか難しいと思いますが、すべてを公表するというのが倫理銀行の経営方針です。

### 公的セクターとの協力関係

もう一点付け加えたいのは、公的セクターとの協力関係です。もともと倫理銀行では、公的セクターとのパートナーシップを非常に重視しています。一つの大きいところからどんと出資してもらおうのではなく、なるべく多くの公共団体から少しずつ出資を受けたいと考えているためで、二〇〇七年十二月時点で三百七十五の公

## 透明性の確保

- 貸出先の情報、貸出の概要は倫理銀行の情報誌やHPで閲覧可能



#### DETTAGLIO FINANZIAMENTO

Regime Sociale	Prov.	Tipologia	Importo	Descrizione Breve	Settore	Tipologia	Data
			Finanziamento			Organizzazione	Delibera
ASAB		ASSOCIAZIONE ITALIANA PER LE SCIENZE BIOLOGICHE	298500	Fido in C/C	Ambiente	Etica Certificatori Biologi ASAB	18/03/12
ASAB		ASSOCIAZIONE ITALIANA PER LE SCIENZE BIOLOGICHE	67000	Fido in C/C	Ambiente	Etica Certificatori Biologi ASAB	29/06/12
ASAB		ASSOCIAZIONE ITALIANA PER LE SCIENZE BIOLOGICHE	490000	PRELIEVO ANT. FATTURE E CONTRATTI	Ambiente	Etica Certificatori Biologi ASAB	18/03/12
CSB.COOP		ESTABILIENZI	120000	Fido in C/C	Ambiente	Legaambiente	22/12/12
CSB.COOP		ESTABILIENZI	155000	PRELIEVO ANT. FATTURE E CONTRATTI	Ambiente	Legaambiente	22/12/12
CSB.COOP		ESTABILIENZI	50000	Fido temporaneo in C/C	Ambiente	Legaambiente	20/09/12

Dettagli Finanziamento per: ASAB - ASSOCIAZIONE ITALIANA PER L'AGRICOLTURA BIOLOGICA	
LOC:	ROMA 00187
RIM:	Letto - Conto
Ambiente	
29490	
Etica Certificatori Biologi ASAB	
Giuridica	
Dettagli Finanziamento di tipo: Fido in C/C	
Data Delibera:	18/03/2009 6.000.00
Data erogazione:	27/12/2009 6.000.00
Data scadenza:	31/01/2007 6.000.00
Durata (mesi):	60
Importo deliberato:	250000
Descrizione breve:	

資料 倫理銀行のHPより

資料9

共同体から出資を受けています（資料10）。

公的セクターと非営利セクターのパートナーシップは非常に重要であり、倫理銀行は両者の媒介役として機能したいと願っています。公的セクターが直接お金を流すよりも、社会的な審査と経済的な審査を行う機能を持っている倫理銀行がその間に入れば、経済的にも社会的にも意義のあるプロジェクトにお金をうまく流していく役割を果たせるからです。例えば、ヴェネト州などでは、州の社会的協同組合が倫理銀行からお金を借りる場合、協定により州が金利分を補助する仕組みがあり、既に五十組合以上が利用しています。

先ほどのポリス・ノーバ・グループでもつなぎ資金の借入がありました。社会的協同組合

## 公的セクターとの協力関係

- 倫理銀行は公的セクターとのパートナーシップを重視
  - なるべく多くの公共団体から少しずつ出資を受けることを希望
- 公的セクターと非営利・協同セクターとの媒介役として機能
  - 公的セクターは非営利・協同セクターの実情を必ずしもよく把握しているわけではないので、倫理銀行がその媒介となることを目指す
  - 2003年からヴェネト州との協定で、同州の社会的協同組合は金利0で借入可能（50組合以上が利用）

出資の内訳（2007年12月）

	数	出資口数	
		構成比%	構成比%
借入社	24,311	85.5	241,845
同 社	4,121	14.5	144,839
Associazioni	1,884	6.6	40,540
Onlus	971	3.4	23,776
Società cooperative	296	1.0	9,383
Enti Pubblici	375	1.3	33,957
Aziende di credito	64	0.2	15,455
Parrocchie	162	0.6	1,799
Sindacati	85	0.3	3,142
Scuole	21	0.1	3,472
Società Profit, Ditte Individuali	195	0.7	11,858
Società sportiva	35	0.1	360
Consorti e Comitati	33	0.1	847
Altro	0	0.0	0
合計	28,432	100.0	386,534

資料10



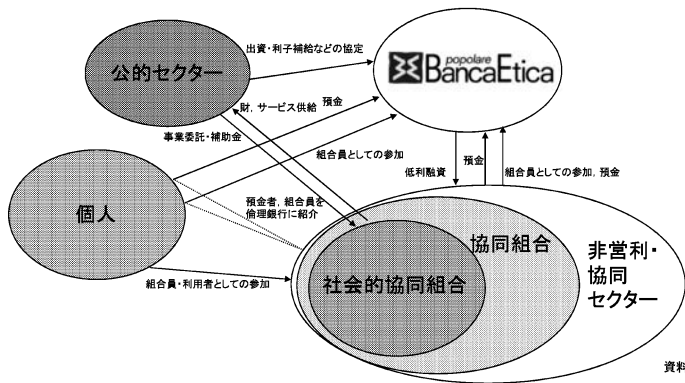
が地方公共団体から委託費をもらって事業を行っている場合でもつなぎ資金のニーズがあります。また特に、イタリアでは手続きが遅れて入金が遅れるケースがあると聞いたこともあり、ますので、そうした資金を倫理銀行が出すことによって、社会的協同組合の運転資金が回るといった機能も発揮しています。公的セクターと非営利セクターの間に入って、うまく潤滑油としての役割を果たすという関係が非常に重要だと思えます。

### 倫理銀行と社会的協同組合の関係

この点をまとめましたのが資料11です。倫理銀行は、自分のお金を何か良いことに使ってほしいと思う人たちのお金や、公的セクターからの

## 倫理銀行と社会的協同組合の関係イメージ

- 公的セクターや個人からの資金(+善意)を非営利・協同セクターに流す
- 非営利・協同セクターとの連携のなかで預金者や組合員を増やす



資料11

資金など、いろいろな資源をミックスして仲介し、社会的協同組合あるいは非営利セクター全般にお金を流すというような仕組みをとっています。

また、預金の金利については、預金者が「金利を寄付します」という申し出をすることも可能です。例えば、普通だったら二%貰えるところを、自分はまったく要りませんか、〇・五%でいいです、と言うことができるのです。その結果として、預金者に支払う金利の負担が少なくなるので、その分を、貸出金利を下げるために使うという仕組みもとっていますが、これは大事なことなのです。そういう個人の善意も倫理銀行が媒介し、貸出の際に低い金利で融資するということも行っています。

こうした仕組みの中で、倫理銀行も、ただ一方的に自分が貢献するだけではなく、非営利セクターにかかわる人たちを紹介してもらい、自分のところにお金を預けてもらったり、組合員になってもらったり、ということがあって成長しているわけです。もともと広告宣伝費はないも同然ということですので、ただ口コミだけで広がっている金融機関ですが、それにもかかわらず預金が増えているのは、やはりこうしたセクターの関係者を紹介してもらって、そこで組織が拡大するということがありますので、お互い様の関係であると言えます。

### 3 トリオドス銀行

ヨーロッパには同じようなことをしている銀行が幾つもあり、倫理銀行よりもさらに古い歴史を持つている「トリオドス銀行」というところもご紹介します。トリオドス銀行はオランダで免許を取得していきまして、一九八〇年というかなり昔から銀行業務を開始しています。

こちらも倫理銀行と同様に、融資する分野は限定していますし、金利を寄付するという仕組みも持っています。ただトリオドス銀行の場合は、非営利企業に限定するのではなく営利企業も対象としており、少し状況が異なります（資料12）。

#### トリオドス銀行 (Triodos Bank)

- 1980年にオランダで免許を取得し銀行業務を開始。93年ベルギー、95年イギリス、04年スペインに支店開設
- 目標
  - 社会・環境・文化的な付加価値の達成を目的とする事業やプロジェクトに資金供給することによって、社会の再生に貢献すること
  - 銀行産業において、特に透明性と社会的な責任の分野で、パイオニア的役割を果たすこと
  - 業務を金融面、経済面で健全に行うこと
- 通常の預金のほか、特定の分野を対象とし、預金金利の一部を寄付する商品も存在
- 融資は、プロジェクト向け、企業向け(営利企業も対象)対象分野は、①自然と環境、②社会的なビジネス、③文化と社会、④南北問題

資料12

トリオドス銀行はオランダ生まれの銀行ですが、ベルギー、イギリス、スペインでも支店を持っています。年々業容も拡大しており、イギリスでは「フェア・トレード」口座、オランダではニワトリの成長を助けるような「チキン&エッグ」口座といった面白い商品を作っています(資料13)。また、トリオドス銀行は風力発電といった分野にとっても強い銀行で、現在イギリスでも風力発電のプロジェクト「EcoRiccity」に融資しています(資料14)。

#### 4 社会的金融をめぐる欧州での動向

「ソーシャル・バンク」というのはこの二つだけではなく、他にもたくさんありまして、それ

### トリオドス銀行の預金商品例

#### ■ 各国で特色のある預金商品を提供

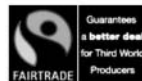


##### 「チキン&エッグ」口座(オランダ)

- 1,000ユーロを5年間預金
- 預金者は金利のかわりに毎月6つの有機卵を受け取る
- 農場のオープンデーへの招待

##### 「フェアトレード」口座(イギリス)

- 最低500ポンドを預金。フェアトレード組織への融資にのみ資金を利用
- 口座の年間平均残高の0.25%をトリオドス銀行からフェアトレード財団に寄付
- 預金者は金利の一部を寄付することが可能



資料13

らのソーシャル・バンクが「INAISE (International Association of Investors in the Social Economy)」というヨーロッパレベルでのネットワークを作っています。そこにはいろいろな銀行が加盟しており、会議の開催やノウハウの共有といったことを古くから行っています。

倫理銀行は、初めから公的セクターとのパートナーシップを重視していた銀行ですが、逆にトリオドス銀行は、公的な支援は受けない方向というか、オランダでは民間の金融機関が公的セクターから出資してもらうということはないそうです。オランダには環境に良いプロジェクトに対する融資には税制優遇の仕組みがありますが、それは別にトリオドス銀行だけに与え

## 融資事例 Ecotricity

- Ecotricityは1996年から風力発電事業を開始
  - 現在イギリス各地で11の風力発電所が稼働中
  - 現在4か所を建設中
- 国内のどこに住んでいても利用可能
  - 電気代も既存の電力会社と同水準
  - トリオドス銀行も電力供給を受けている
- 政府からの補助金なしに事業をスタート
  - 今年だけで風力発電に700万ポンドの投資予定
  - トリオドス銀行のほか、コープ銀行とも取引
  - トリオドス銀行は少なくとも5か所の建設に資金を融資

資料14

られたものではないので、トリオドス銀行の人に聞くと、「自分たちは特別な扱いは一切受けていない。それが自分たちの誇りでもある」とおっしゃっていました。

この例を見ても分かるように、ソーシャル・バンクと公的なセクターとの関係性は国によっても異なりますし、おそらくその銀行の生き方によっても違う部分があると思います。しかし、最近、公的セクターの側からこうしたソーシャル・ファイナンスの仕組みに対する関心が高まってきました。欧州評議会では、二〇〇四年頃から「social-solidarity-based economy」を重視するようになり、ヨーロッパ共通のプラットフォームを作るために、①倫理的ファイナンス、②フェア・トレード、③責任ある消費——の強化といったことを目指しています（資料15）。

二〇〇四年に行った実態調査によると、欧州評議会に属している四十六カ国のうち四〇%のメンバー諸国では、何らかの形で倫理的ファイナンスのイニシアティブが存在している、という結果が出ました。その後も年に一回程度のコンファレンスが行われているようで、私も最近知ったのですが、二〇〇七年に欧州評議会の議員会議は「社会の結びつきにおける倫理・連帯をベースとする金融と責任ある消費の役割」を推進していきましようという文書を決議しており、EUの中でもこうした取り組みに対する関心が高まっているようです。

## 5 社会的金融のイニシアティブの特徴と日本への示唆

### 社会的金融のイニシアティブの特徴

最後に、社会的金融のイニシアティブの特徴と日本への示唆ということで、私が考えていることを少しお話しさせていただきます。

社会的金融のイニシアティブの特徴としては、預金者が預金金利の一部を寄付する仕組みがあり、それによって貸出金利を下げる仕組みがあること、融資の分野を社会・環境・文化という点に限定すること、融資先を選別するとき、武器を造っていないなど「これをやっていない」というようなネガティブ・スクリーニングだけでなく、社会のためになることを積極的

### 社会的金融をめぐる欧州での動向

- 欧州評議会では、social solidarity-based economyのためのヨーロッパ共通のプラットフォームを作るため、3形態の市民主導の取り組み(①倫理的ファイナンス、②フェア・トレード、③責任ある消費)の強化をめざしており、2004年に実態調査
  - 40%のメンバー諸国(46カ国)で倫理的ファイナンスのイニシアティブが存在
  - 倫理的ファイナンスを支援する立法措置があるのは20%
    - (1) 政府などが支援を宣言(イタリア)
    - (2) 実際に法律を作成するなどして支援(オランダ)
    - (3) 公的機関そのものがソーシャル・ファイナンスに関与(ノルウェー、スウェーデン、ドイツ)
- 2007年欧州評議会の議員会議は、「社会の結びつきにおける倫理・連帯をベースとする金融と責任ある消費の役割」を決議

資料15

にしているとか、環境に貢献しているといった「ポジティブ・スクリーニング」を行っていること——という共通点が挙げられます。あとは、透明性を重視するというところで、倫理銀行のように貸出先を全部公表しているところもありますし、トリオドス銀行の場合は貸出金額までは公表していませんが、ブックレットを出して貸出先の組織を公表したりしています。また、利用者の集め方については、広告宣伝を行うのではなく、口コミで集めたり、寄付を受ける団体のネットワークを活かしたり、といったことを行っています。

相違点は、倫理銀行やトリオドス銀行の例を見ても分かりますように、融資の対象を組織形態で限定するかどうかや、ステークホルダーの参加の度合いということで、協同組合の場合は組合員の参加が非常に重視されるのですが、トリオドス銀行の場合は協同組合形式ではないので、その点は若干弱いと言えます。また、先ほど申し上げましたように、公的セクターとの関与の度合いはさまざまで、似ている点もあるし、違う点もあります。

### 社会的金融の課題と日本への示唆

資料16は、「社会的金融の課題と日本への示唆」ということでまとめておりますが、社会的ということと経済的ということを両立させるのは非常に難しく、最初のスタートは良いのだけでも、



お金に意志を持たせ続けることはとても困難だ  
と思います。

例えば、規模がどんどん大きくなっていくと、  
組合員全員の参加はとても難しいものになりま  
すし、またある程度うまくいっていると、自分  
がかかわらなくてもうまくいっているのだから  
いいか、という気持ちも生まれてくるというこ  
とがあります。この二つの銀行ではないのです  
が、同じような活動をしている他の団体に話を  
聞きますと、年々総会の参加率が下がってきて  
いるということもありますし、貸出情報を全部  
公開していると、ライバルである一般の銀行に  
見られて優良な取引先を奪われるというケース  
もあるようです。「透明性」はとても良いことだ  
ですが、競合という観点からすると公開を続ける

## 社会的金融の課題と日本への示唆

- 課題
  - 社会的な目的の追求と経済性の舵取り
    - お金に意思をもたせ「続ける」ことの困難さ
    - 時間がたつにつれ、規模が大きくなるにつれ当事者意識が薄れる傾向もみられる
- 日本への示唆
  - 欧州では協同組合やアソシエーションといった非営利・協同セクター内での連携が重要
  - 社会的金融の取組みに銀行免許を与えるかどうかは欧州においても国によって異なっているが、銀行として運営できれば幅広く預金者を集めることが可能になる

資料16

のは結構問題も多く、規模の拡大と当初の社会的な目標の追求の両立は、とても難しいということがあると思います。

最後に、日本への示唆ということを考えてみますと、特に倫理銀行は、協同組合やアソシエーションといった非営利セクターの中での成長が著しく、お互いに組合員を紹介しあうという連携の中で拡大しています。日本の場合、セクターという意味では、農協は農協の中で強固なつながりを持っていますし、農協と生協などのつながりもあるのですが、アソシエーションといったときに、日本ではイタリアほどのセクター意識はないかとも思います。

また、倫理銀行もトリオドス銀行も、銀行として免許をもらって活動しているのですが、免許を与えるかどうかはその国次第でありまして、フランスの場合は社会的金融の取り組みに免許を出さない国ですので、できることにも違いが出てしまうということになります。銀行として運営できれば、預金を広く集めることが可能となり、活動も拡げられると思うのですが、それが認められない日本のような国では、銀行になれないので、NPOバンクが貸金業として登録することになるとすごくややこしいし、できることにも限りがあるという問題もあると思います。

このような、日本ではこれからどうしたらいいのだろうという点は、山口さんに話していただくこととして、私の話は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**司会** ありがとうございます。私自身も実は六年ぐらい前になるかもしれませんが、重頭さんに連れて行ってもらって、何人かの仲間と倫理銀行を訪問したことがあるのですが、まったく普通のたたずまいで、買い物途中のお母さんが普通に立ち寄ってキャッシュディスプレイでお金を下ろしており、拍子抜けするぐらい風景に溶け込んでいました。それでいて、最後に重頭さんがおっしゃったように、非営利セクターとしての意識を保とうとしているところが、また興味深いなと思いました。

それでは、次は、日本ではどれぐらい、何ができているのだろうかということですが、山口さん、お願いできるでしょうか。

1 NPOと社会的金融

山口郁子　山口でございます。よろしくお願いいたします。

当初、「日本の社会的金融」というお題をいただいていたのですが、さすがに、われわれは社会的金融機関であると言うには、あまりにも試みの域の段階でございますので、そうした金融機関を目指すわれわれの挑戦ということで、タイトルをつけさせていただきました。

重頭さんのお話を聞くと、私はいつも自らのモチベーションが上がって、そういう銀行になりたいなという気持ちを持たせていただくのですが、今日は、NPOに対する金融の仕組みを作り、これまで数年間動かしてきた中から見えてきた、日本の社会や金融の仕組みといたるところを少しお話していきたいと思います。また、「ろうきん」という金融機関が何をやるうとしていいのか、どこに立とうとしているのかを、社会的金融という側面から少しコメントしてみたいと思

います。

## NPOとは

まず、用語として「NPO (Non Profit Organization)」という言葉が話の中に出てくると思いますが、広い意味で捉えていただきたいと思っています。NPO法人という意味だけに限定せず、社会的なさまざまな課題を解決するための事業体、いわゆる社会的事業を行う方々という広い概念で捉えていただくと分かりやすいと思います。基本的なところは皆さんご存じかと思えますので、少し足早に説明させていただきます。

今まで、社会サービスとは税金で賄われるものという概念が、われわれにあつたように思いますが、公的セクターの財政状況を見ましても、それは市民一人ひとりの多様なニーズ、高度なサービスを求めるニーズを、なかなか満たすものではありません。しかしながら、自助という個人の努力だけでは、自分の将来の安心・安全を手にとることができなくなってきました。自分の暮らしは自分たちで守らなければならないということで、共に参加する市民が立ち上がったのが、NPOではないかと思えます。

しかし、それはボランティアな活動だけではなく、昨今では社会的企業とかコミュニティ・ビ

ビジネス、ソーシャル・ビジネスといった名称でも呼ばれているような例があるようです。いずれにしても、営利を目的としないで、社会的な課題を解決する新しい社会的セクターとして登場してきています。公的なセクター、営利を目的とした企業のセクター、そしてもう一つの「第三のセクター」としての非営利・助け合いという理念を持つセクター。労働組合や生活協同組合といった事業者も非営利ですし、またNPOもそうだと思いますが、さまざまな非営利・労働という理念につながる緩やかなネットワークも含めた公的・営利セクターとの連携で、一つのセクターだけでは解決できないものを多くのセクターで解決していこう、ということが言われているように思います。

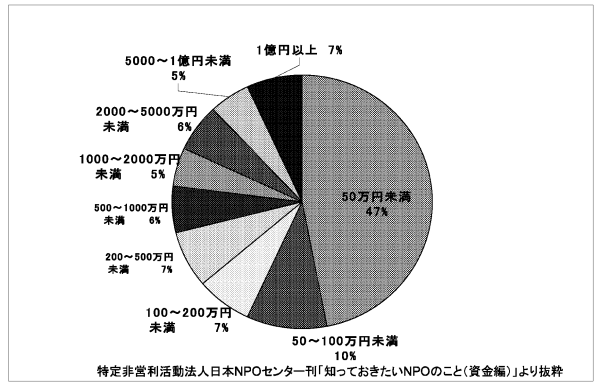
### NPOが抱える課題と収入規模

私は、一九九八年からNPOの方々に対する助成金のプログラムを開発し、また二〇〇〇年四月から融資制度を立ち上げてきました。この中から見えてきたのは、NPOという言葉が市民権を得て、今では知らない人はいない言葉になっていると思います。しかしながら、その現場を歩いてみると、お金がない、人がいない、信用力に乏しい、といった状況があります。地域や社会の中のさまざまな課題を解決するという期待を背負っていながらも、その活動を活発に行うた

めの社会インフラがなかなか整っていないというのが、日本の現状だということを目にしてきました。

少し古いデータになりますが、NPOの収入規模を見てもみると、五十万円未満という大変にポランタリーな活動をする方々は四七%、五十万円とか一億円という一つの事業体としてかなり確立されている方々は一〇%強となっております(資料1)。これは正確なデータではありませんが、私が日々ご相談をお受けする中では、私ども金融機関に対して融資を申し込む方々は、最低でも三千万円クラスの事業体が多いと感じます。もちろん、三千万円未満の団体にはお金を貸さないといいことではありませんが、やはり事業体の規模に比してマネジメントの

## NPOの収入規模



資料1

キルというものが身につく力が違っているのか  
など、少々感じるところもあります。

いずれにしても、一言でNPOといっても、  
さまざまな規模や分野があるということが、今  
日本の現状になっております。

### NPOの資金の構成と特徴

お金の問題は、こうした社会的な活動を行う  
方々にとって大変重要な組織資源なのですが、  
実に多様な資金を使っています。

資料2の左側には、行政、財団・企業などを  
並べておりますが、これらはお金の出し手で、  
右側がその出し方です。行政の場合は補助金・  
助成金・委託金など。金融機関は融資。今日は  
NPOバンクの方々がいらっしゃっているの

## NPOに対する資金支援の状況

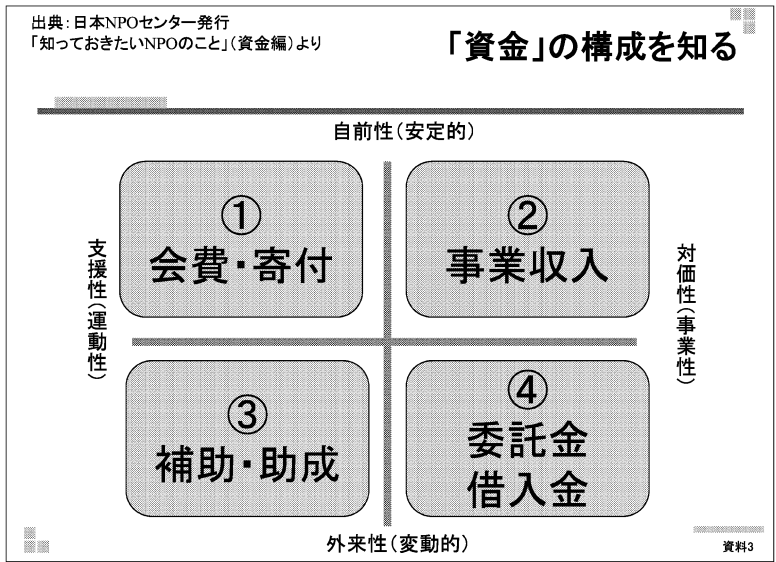
- ・ 行政 [補助金・助成金・委託金]
- ・ 財団・企業 [助成金]
- ・ 支援組織 [助成金]
- ・ 金融機関 [融資] 労働金庫・信用金庫・地方銀行
- ・ NPOバンク [融資]
- ・ 個人 [擬似私募債・会費・寄付・出資]

資料2



で、後ほどぜひお話を聞いてみたいなと思うのですが、NPOバンクも融資という形でお金を出しています。もちろん市民の手づくりという新しい動きもあります。また、個人としてお金を出す、会員として会費を出す、寄付をする、出資をするという以外に、風力発電などのプロジェクトで見られるように、擬似私募債という個人からの借入れのような形で、NPO自らが直接市場からお金を調達するという方法などもあります。

いまお話しているのは、社会的な事業者の方々が使っている資金とその特徴ということですが、マトリックスで示してみました(資料3)。この縦軸は上が自前性(安定的)・下が外来性(変動的)という軸で、横軸は左が支援性(運動



性)・右が対価性(事業性)という軸になっています。

まず、①の「会費・寄付」というお金は、そのメンバーになろう、あるいはその活動を応援しようとする支援者の方々からのお金になりますので、支援性のほうに分類しました。そして、身内に近い方々、仲間という点では自前性というところに分類されます。一方、②の「事業収入」は、そのNPOが提供するサービスをお金(対価)を払って利用したい方々、それもまた共感を持ってくださる利用者ということであるので、自前性であり対価性ということになります。

ところが、いまNPOといわれる方々の現状では、③の「補助・助成」や④の「委託金・借入金」に依存している傾向が大変強くなっています。特に、「補助・助成」は自治体からの補助金、あるいは民間の財団も含めての助成金です。これは返さなくてもいいお金で、その活動がその地域に大事だということから、比較的支援の気持ちがあるお金ですが、外来性のところに分類したのは、身内ではない誰かから貰うお金という意味です。そして、右下の対価性と外来性のところには、行政からの委託金や金融機関からの借入金などがあります。

一般的に言えることは、これらの「補助・助成」と「委託金・借入金」、特に「補助・助成」に依存している傾向が強いということです。しかし、こうした資金の特徴は、継続性がない一過性のお金ということです。自前性という財源のメドが立たないまま、こうした外来性のお金ばかり

に頼っていると、行政が財政の状況から助成金や委託金をストップしたときに、その場で倒れてしまう団体が少なくないことなのです。従って、現在の問題点の一つとしては、そういう公的なセクターからのお金だけに頼らない仕組みが必要だと考えています。

また、お金の特徴という点でも、会費は非常に支援の気持ちが強くと、使い途の自由度の高いお金ですが、一つ一つの出し手が小口なものですから、調達の効率性が非常に悪い。一方、助成金や委託金などは、一回のプロポーザルで何百万、何千万円というお金を貰えるケースもありますが、理念とか哲学、ミッションなどを大事にするNPOの方々にとっては、本当にやりたいことに細かくお金を使えないという、使い勝手の良さに制約が出てくるような特徴もあります。

### NPOを支える制度の現状

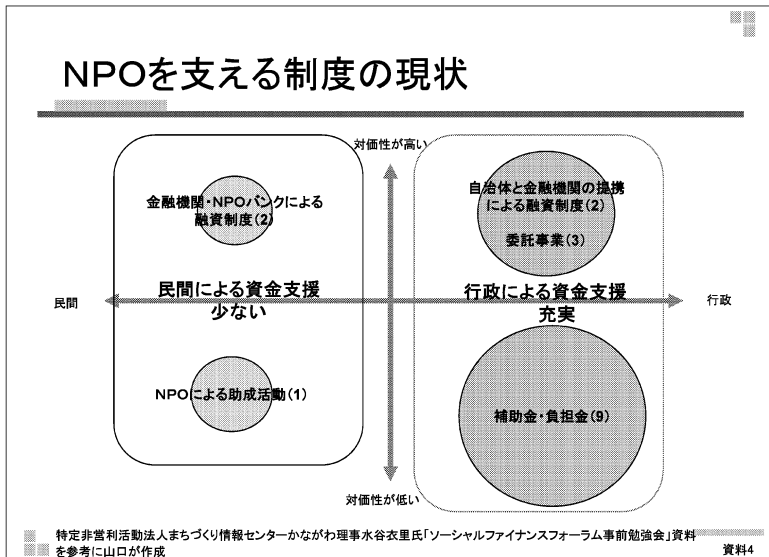
駆け足で見てきましたが、この「NPOを支えるお金の仕組みの現状」というところでは、私も企画、実施にかかわらせていただき、二〇〇五年に横浜市が行った調査のエッセンスをお話したいと思います。

まず、社会的な活動や事業を行う人たちを支えようとするお金の仕組みは、行政でも民間でも増えつつあります。しかし、民間の仕組みはまだまだ圧倒的に不足しており、使い途の自由度が

高いものも少ないです。そしてもう一つ、お金のことを議論する機運はすごく高まっているのですが、お金のことだけではなく、お金以外の支援がないと立ち行かないのだということも見えてきました。

この横浜市の調査は、現在市内でどのような仕組みがあるのかというのを調べた上で、それが誰によって提供されているのかを分類したものです。一つ一つの制度のことについてはここでは触れません。

資料4をご覧ください。少しマクロっぽく見ていきたいと思いますが、縦軸が対価性の高さ、低さ。横軸は、左が民間で右が行政です。見ていただくと分かる通り、横浜市で調査しただけでも、右側の自治体・行政によるサービスが圧

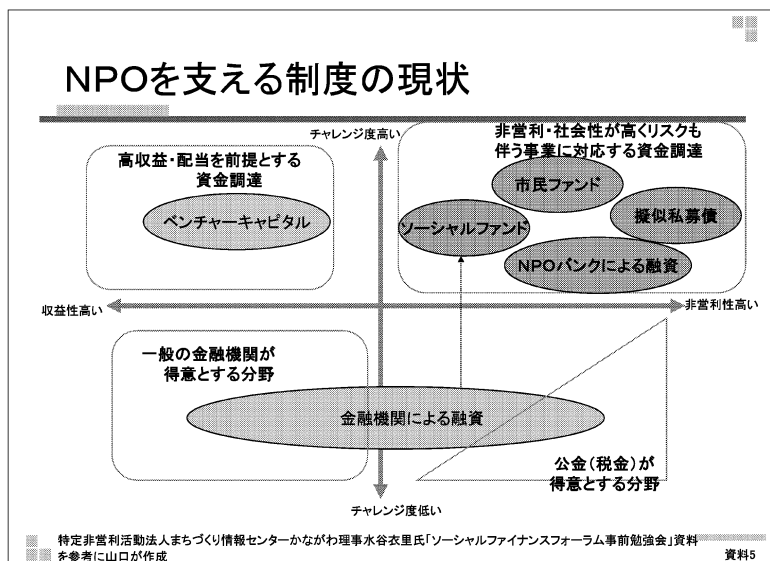


倒的に多いのです。特に先ほども触れましたが、補助金、負担金、助成金といったお金が非常に増えており、行政による支援施策が大変多くなっています。左上の金融機関・NPOバンクによる融資制度では、横浜には現在NPOバンクが一つだけあります。また信用金庫やろうきんで融資を提供している事例もあります。左下のNPOによる助成活動は、返さなくていいお金をNPOが自ら集めて出す、寄付を集めて助成を行うというような仕組みです。いずれにしても、おそらくこれが全国共通の問題点ではないかと思って、この図をご覧いただきましたが、横浜市というNPOの活動が非常に活発に行われている地域でも、民間による支援の仕組みが少ないということが分かります。

次に、これもまたマトリックスですが、今度は少し違った視点で見たいと思います。ここでは、現在あるさまざまなお金の仕組みがどういう分類になるのかを示してみました（資料5）。縦軸はチャレンジ度で、チャレンジ度とはリスクの高さ、低さと言い換えてもいいかもしれません。そして横軸は、左が収益性の高さ、右が非営利性の高さを示しており、右に行くほど営利を目的とせず、むしろ社会性ということを重視した事業であるということになります。

先ほどから申し上げているように、チャレンジ度あるいはリスクが低く、でもその地域には必要で、営利を目的としていない公的な部分を補助金で賄うような領域では、お金の制度がかなり

作られています。一方、ある程度の収益性があり、また事業が円滑に進められているなど、一般の信用金庫や信用組合が得意とする領域でうまくいっているところもあります。そして、もう一つは高収益・高配当を前提とするベンチャー企業のような方々。これも、社会的な事業体といってもさまざまな種類があり、ビジネス的な要素が非常に強い方々もいますし、それを応援しようという仕組みも出てきました。しかし、ろうきんがいま着目しているのは、非営利性が高く、経済的な利益よりもソーシャルな利益を重視し、「社会的に意義のあることをやる、問題を解決していこう」という志ある活動であり、その領域ではリスクの高い活動や事業に対するファイナンスの仕組みが圧倒的に少な



いので、そこに何か参加していききたいという気持ちを持っています。

先ほど風力発電の話を申し上げましたが、そうした市民が自らプロジェクトに出資する市民ファンドや擬似私募債のような仕組み、またNPOバンクによる融資やソーシャルファンドという仕組み、これらは金融機関にとって貸しづらい領域ですが、その部分を民間のパワー、お金や人の力で補完することによって、融資ができる事例が出てきました。こうした金融機関と民間のさまざまな仕組みを合わせることで、現在、最も不足している、非営利性が高くリスクも高い事業に対する資金調達の仕組みが実現できるのではないかとこの感触を持っております。

### 支援に際しての金融機関側の課題

では、今度は金融機関の持っている課題を少しお話していききたいと思います。

まず挙げられるのは、立ち上げ資金が借りられないことについてです。NPOの方からは、「お金が一番必要なのは立ち上げの時期。その時期に貸してもらえないのは困る」というお話をよく聞きます。しかし、金融機関の側からすると、昨日まで何もやっていなかった市民が、「今日から団体になりました。こんなビジョンを描いています。こんな事業をやります。だから貸してください」と言っても、どれだけ事業を実現する力があるのか、資金調達力があるのか、顧客がいる

のか、事業基盤はどうなのか、ということがまったく分からないのです。共感はするけれども、事業体としての信頼性や信用力をどこで見ればいいのか分からないものに対しては、非常に慎重にならざるを得ない。従って、代表者の不動産を担保に、というような担保主義からなかなか脱却できないという現状があります。そして、われわれも組織の中で審査をする部門と、「いくら書類をたくさん貰っても分からない。いくら過去のデータを見たって分からない。金融機関にとって一つの思い切りが必要ではないのか」という話をよくするのですが、要は書類主義で、机の上で何かを把握しようとするのが、身に染み付いてしまっているところがあります。

もう一つは、社会的な事業に対する価値の共有ができていないことです。従って、われわれ金融機関は、お金をどうやって地域に回すか、いま地域に何が必要で、ろうきんという組織のアイデンティティーからどのような金融を行わなければならないのか——といったCSR (Corporate Social Responsibility 企業の社会的な責任) 的な視点というのを、改めて考えてみる必要があるのではないかとこのころもあります。

また、金融機関は貸倒れに対するリスクが一番恐いのです。多分、「やっとな整理したばかりなのに、これ以上不良債権を増やしたくない」というのが、メガバンクや地銀の本音だと思います。われわれろうきんは、非営利で労働組合や生活協同組合の出資によって成り立っている組織です



から、メガバンクとは性格がまったく異なり、不良債権はすごく少ないです。でも、やはり貸倒れは恐いのです。つまり、良いことだからお金を貸そうと思って、その心意気で貸したとしても、金融庁の検査が毎年入ります。金融庁の検査マニュアルによれば、三期連続赤字の事業者にお金を貸す金融機関は、罰せられるとまでは言いませんが、非常にマイナスに評価されてしまう。そういう厳しい監督官庁の決め事の中で金融サービスを提供するには、貸倒れを保全するきちんとした仕組みを作らないとなかなか融資が出せない。そこが大きな悩みのタネでもあります。

また、NPOへの支援は高コストで低収益、労力・時間がかかるという点については、ろうきんでは二・三七五%から二・八七五%までのゾーンの低金利で、NPOの方々にローンを貸し出しています。ただ、実際に、お金を借りたいというNPOの方々は、目の前の困りごとにはすごく機敏に動かれますが、掛け算が間違っているというような会計処理がたくさんあるのです。

例えば、「資金繰り表と言われても書き方が分からない」となると、それを提出してもらわなければ融資の審査ができないので、私たちは何度も足繁く通って書き方を一から教えるのです。そうすると、とても時間がかかってしまう。中央ろうきんの営業エリアは、茨城県から山梨県までを範囲としていますから、場合によっては、新幹線に乗って資金繰り表の書き方を教えに行くというケースも出てきます。そうなるというも、「この融資は二・八七五%の金利で収益が出ますか」

という組織の中の議論になるのです。その議論をどうやってクリアしたかということは、後でまたお話をします。

### 金融機関の参入を促進するために

今後、こうしたソーシャル・ビジネスを行う方々に対して、もっと金融機関の参入を促進するためにどうしたらよいかを考えてみたいと思います。

現在、信用金庫が中小企業に融資を行う際、信用保証協会という国の作った機関の保証が受けられるのならお金を出すという仕組みになっています。その信用保証協会に、「では、NPOがお金を借りたいといったときに、門戸を開いてくればいいじゃないか」という話をしましたら、NPOは対象外という回答がありました。従って、既存の仕組みを使えるように門戸を開くことだけに固執する必要はなく、むしろ民間で何か社会的な事業を支えるためのインフラとして、債務保証の仕組みを作ることも、私たちの運動の一つとしてやっていかなければいけないのかなと思っています。

アメリカでは「CRA (Community Reinvestment Act 地域再投資法)」という法律に基づき、金融機関が事業を行う地域で、金融サービスを通じてどれだけ地域に貢献するか、コミュニティ・

ダイベロップメントなど、いろいろな地域課題を解決するための金融サービスをいかに提供しているか——ということが求められています。その日本版として、金融アクセスメント法という法律が議論されていると聞いていますが、こうした法律が今後どうなっていくのか。つまり、「リレーシオンシップ・バンキング（地域密着型金融）」と称して、地域金融機関が融資先の情報をきちんと得て、しっかりとその人に貸すというやり方で地域にコミットしていくことが金融庁より示されましたが、その成果はともすれば形骸化し、また罰則規定がないために、社会的な関心もなかなか及んでいないということになっています。法律に弱い私ですが、金融機関の地域社会へのコミットを法制度化するという動きが、より活発になったらどうかと思います。

もう一つは、「目利き力」を養わなければならないということです。金融機関にとっても、いろいろなNPOがあり、私も実際に、反社会的な方々や非常に恐ろしい人たちと渡り合った経験があります。先ほど重頭さんのお話にもありましたが、預金者から預かった大切なお金を、目に見える形で社会に有用な活動をする人たちに貸したいと思うのですが、日本のNPOの現状では、その事業体がどういう組織なのかを測る指標がない。そして、その事業体がこの先、何をやるかとしているのかを見るためのノウハウが金融機関にはありません。

ろうきんは、NPOを支援する地域支援センターの方々と長年、関係をつくってきました。ま

た、NPOを応援しようという会計士や税理士など専門家の方々もいます。ろうきんは、こうした方々と連携をしながら、NPOの経営あるいは資金調達や財務の評価、組織運営の把握といった自らのスキルアップに努力してまいりました。そうした外部の人たちとの連携によって、これまで経済的な評価しかできなかった金融機関が、先ほどの重頭さんのお話にあった社会性の評価という仕組みを作り、それを伴う融資スキームを動かせる。また、そのような金融機関になれることで社会的な共感を得て、自らの存在感、プレゼンスを高めていくという金融機関経営の戦略もあるのではないかと思っています。

### 金融機関以外のNPOの経済的課題の解決策

とはいえ、金融機関だけが、こうした社会的な事業を行う方々の金融技術をすべて活かすのかと言われたら、私はそうではないと思っています。先ほどお話したように、会費や寄付という支援者からのお金もありますし、また、少額でも地域にとってはとても大事でかつ非常にリスクが高いといったお金は、制度上、金融機関ではどうしても対応できないゾーンですので、やはりNPOバンクの方と連携をとっていく必要があるのではないかと思っています。まだNPOバンクの方々話し合ったわけではないですが、お金を借りたいと思う人たち、そしてお金を借りた後

の経営支援は、どこから借りようとも共通のテーマだと思っております。

今後の金融機関とNPOバンクの連携の可能性としては、良い事業をする人たちを育てる取り組み、あるいは金融に触れようとする人たちに、資金繰り表を作るとか、経営計画を作るとか、事業計画書を作るといった必要な基本的スキルを指導する取り組みは、何か共通にできるのではないかと思います。また、融資後の経営支援は、その組織の規模や種類によって異なるかもしれませんが、金融機関とNPOバンクが共通して応援できることではないかとも思っています。

あともう一つは、金融や助成金、補助金など、これだけたくさんさんの仕組みがありながら、社会的な事業を行う方たちが依然として資金に困窮しているというのは、情報にうまく出合えないからではないかという点です。つまり、どこにどのような資金調達の方法があるのかといった情報が一元化されていないのです。そこで、その地域で使える資金調達のメニューを一元化した情報のポータルサイトのようなものが必要があると思います。

また、私が日々相談を受けているのは、NPOの方など社会的な事業をする人たちのためのファイナンシャル・プランナーが必要だということです。何十件という団体と電話でお話をしている、「ろうきんのローンを借りたい」とおっしゃる方に「どのような返済方法にしますか」と尋ねると、「寄付金を集めます」と言われることが多々あります。つまり、それは収益が見込める

ような「事業」ではないのです。たとえその案件が、地域では非常に大事で、チャレンジングで、トライしてもらいたいと思っても、金融機関にとって、返済能力が見込めない相手先というのは融資案件ではない。でも、そうした金融機関の融資ではお手伝いできない人たちに、「ろうきんのローンは利用できません」と言ってシャッターを閉めてしまったらそこまでです。そこで、「お客様の場合には助成でトライしたらどうですか」とか、「助成金については、こういうところに情報がありますよ。例えばこんな助成財団に応募したらどうですか」というご相談をするのです。その団体にどんなニーズがあり、どのような資金の仕組みがあるのかをサポートするアドバイザーは、現在あまりいません。その中間人材を育てることは、社会的な事業者の資金調達を今後うまく行うための一つのキーワードではないかと思っています。

## 2 ろうきんのNPO支援

### 労働金庫とは

ここまで、NPOの全体の系譜や金融機関の抱えているマクロ的な課題を駆け足でご説明してきましたが、ろうきんの取り組みについて少しお話をしようと思います。

私が所属しております労働金庫は、もともと労働組合や生活協同組合の方々がお金を出し合っ  
てつくった金融機関です。なぜこうした金融機関ができたかというところ、戦後間もない頃のお金も  
モノもない時代は、企業に対する融資や国の復興が大命題で、メガバンクは企業あるいは富裕層  
に対する融資は積極的に行いましたが、社会的な信用力が乏しい労働者に対して生活資金を貸す  
金融機関はありませんでした。そういうところから「ろうきん」が誕生しました。従って、非営  
利で、政治的に中立で、福祉、環境、文化などの活動を促進すること、簡単に言えば、労働者の  
福祉の向上と安心して暮らせる社会をつくろうということが、われわれろうきんのミッションで  
あり、協同組織の助け合いの金融機関になっております。

資料6に概況をまとめましたが、北海道から沖縄まで全国四十七都道府県に十三の労働金庫が  
あります。これを全部合算すると、地銀の上位行と同じぐらいのボリュームであると捉えていた  
だけだと思います。

## NPO事業サポートローン

「NPO事業サポートローン」の制度の細かいところは、資料7をご覧くださいだけだと思います  
が、先ほどお話ししましたように無担保で二・八七五%、あるいは有担保でも二・三七五%という大

## 概況

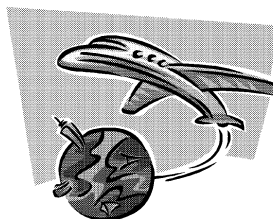
(2007年3月末現在)

### 中央労働金庫(1都7県) ※茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨

- 預金 4兆2,856億円
- 貸出金 2兆9,861億円
- 出資金 293億円
- 店舗数 146店舗

### 全国労働金庫(13金庫計)

- 預金 14兆7,815億円
- 貸出金 10兆 526億円
- 出資金 904億円
- 店舗数 683店舗



資料6

## NPO事業サポートローン

- 対象 3年以上の活動実績があるNPO法人
- ご融資額 無担保 500万円まで／有担保5,000万円まで
- 金利 無担保 年2.875% 有担保 年2.375%
- 返済期間 無担保 5年以内／有担保10年以内
- 担保 無担保 不要／有担保 不動産・預金
- 保証 個人保証人3名 + 東京共同保証(都内)  
個人保証人3名以上(東京以外の地区)

社会的事業の自立を支援

資料7



変低い金利になっています。また、現在どのような融資が多いかと言いますと、私たち中央ろくさんの融資額は、無担保で原則として五百万円、例外のつなぎ資金で一千万円までになっています。有担保の場合には五千万円までなのですが、これまで行った融資の中では圧倒的に無担保が多いです。今まで八十件近く取り扱いをして、不動産を担保にした有担保融資はわずか二件しかありませんでした。そして、無担保で融資をする場合の金額としては、四百万円ぐらいの借入が多くなっています。

制度を始めた二〇〇〇年頃と現在の二〇〇八年では、資金のニーズが大きく変わりました。二〇〇〇年四月の頃は、ちょうど介護保険事業がスタートした時期でもありましたので、介護保険事業の指定事業者に参入するNPO法人から、人件費や運転資金にお金を貸してほしいという話が多くありました。しかし、今は国や自治体からのつなぎ資金という相談が八割程度を占めています。それだけ官から民への仕事の移行が進んでおり、金融サイドから見ても、やや行き過ぎではないかと思うぐらいに、NPOへの事業委託という形で官から民へお金が流れているように思います。

しかし、そこには多くの課題もあります。「官製NPO」という言葉があるように、任意団体で本当に地元に着して良い活動を行っている人たちに、「うちの区の事業をあなたのところに委託

したいから法人格を取りなさい」などと言って  
 官主導でNPOの法人格を取らせ、今まで地元  
 に密着して年間五百万円ぐらいでやっていた小  
 さな事業者が、いきなり二千万円の委託を受け  
 るような極端な例もあります。エンピツ舐め舐  
 めお小遣い帳をつけていた方々が、一気に二  
 ～三千万円もする仕事を回す事業者になるので  
 すから、そういうところから融資の相談がくる  
 と、「経営の資金繰り表って何？」という世界に  
 なるわけです。

このNPO事業サポートローンのデータ（資  
 料8）は、少し古いもので申し訳ありませんが、  
 現在は全国のろうきんで三百六十件程度、約二  
 十四億円を融資しています。そのうち中央ろう  
 きんでは、この資料では七十五件で四億円と

～金融機能を活かしたNPO支援～

## NPO事業サポートローン

【中央労働金庫】

●2007年度新規実行	件数・金額	5件	2,750万円
●2008年3月末	件数・残高	9件	4,888万円
●新規実行累計(全国)	件数・金額	345件	22億9,800万円
	(うち中央労金)	75件	4億1,190万円)

\* 2000年4月～2007年12月末までの新規貸出累計

資料8

なっていますが、現在は八十件程度、約四億五千万円になっています。先ほどNPOの資金的な規模に触れ、三万五千団体のNPOの中で、わずか一割強が五千万円以上という話をしましたが、本来はもつともつと経済活動を活発に行える団体があると思います。実際に、われわれ全国ろうきんで受付けているのは三百六十件程度ですので、潜在的な資金ニーズはまだまだあるのではないかと思います。

ろうきんは、北海道から沖縄まで全国でNPOへの融資を行っています。他の金融業態ではどうかと申しますと、手前味噌になりますが、ろうきんだけが業態を挙げて取り組んでいるという現状があります。信用金庫や信用組合でも試みているところがありますが、まだごく一部で、業態としてNPOに融資を行うという取り組みには至っていません。

### 民間財源の活用によるNPO支援

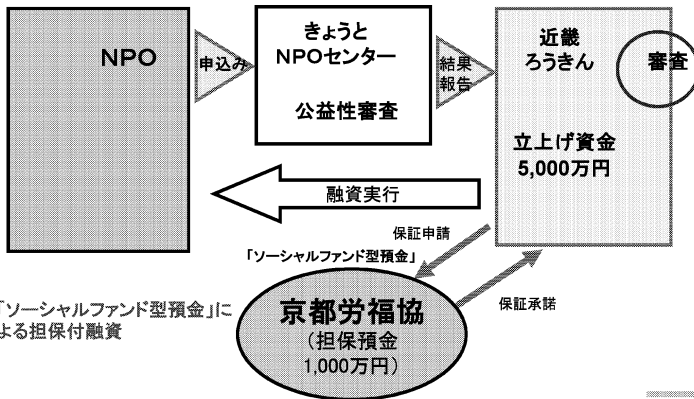
これは京都の事例ですが、先ほどお話をした貸倒れという問題をどうカバーしていくのかという点で、昨年大変画期的な仕組みが誕生しました(資料9)。それは、聞き慣れないかもしれませんが、京都の労福協(京都労働者福祉協議会)という労働組合や生協の方々が集まっているアソシエーションです。そこが、自分たちの会費で集めたお金の一部である一千万円を近畿ろうきん

に預けました。その名前を「ソーシャルファン  
ド型預金」といいます。

その一千万円がどのような目的の預金かとい  
うと、京都の地域で、立ち上がって間もない信  
用力に乏しいNPOがお金を借りたいときに、  
その預金を担保にする。個々の団体では信用力  
が足りない部分を、京都労福協の預金という形  
で信用を補完することで、近畿ろうきんは、地  
域のNPOに最大五千万円までお金を貸せると  
いう仕組みを作りました。

この仕組みの特徴として、金融機関にとって  
最も恐い貸倒れのリスクが補完されているとい  
うことが挙げられます。もう一つの特徴は、  
「きょうとNPOセンター」という団体による社  
会性（公益性）の審査が働いていることです。

## 事例 民間財源の活用によるNPO支援 「きょうと市民活動応援 提携融資制度」



資料9

そのNPOがどのようなメンバーで構成され、地域の中でどんな活動をしているのか、その活動が地域にとってどのような意味があるのか、といった社会性の審査を「きょうとNPOセンター」が行います。重頭さんのお話に出てきたイタリアの倫理銀行と共通点が非常に多いスキームなのですが、近畿ろうきんの悩みとしては、財務諸表を見てその団体の経済的な評価はできても、地域の詳しいことはやはり地元密着じゃないと分からない。それを「きょうとNPOセンター」に審査してもらい、そこに共感を覚える京都の労働組合の集合体がお金を出すという仕組みです。初めて三者が共通の考え方に基づいて連携し、「きょうと市民活動応援 提携融資制度」が誕生しました。

信用保証協会という公的な信用保証機関が動かないことを憂えるだけでなく、こういう民間の仕組みをもっと活用することで、ろうきんあるいは他の金融機関も含めた新たな融資の仕組みを作れるのではないかと、私どもも大変刺激されました。これは、その先鞭をつけた非常に画期的な制度だったと思います。

### ろうきんの基本姿勢と果たす役割

私たち中央ろうきんも、京都の例とは少し形が違いますが、NPOの人たちが自分たちを支持

してくれる、共感を持ってくれる人のお金を集めて、それを担保に融資をする仕組みを次年度に誕生させようと、現在懸命に検討を進めています。

「ここを応援しようよ」と金融機関が呼び掛けて「この指とまれ」方式でお金を集め、それを元に足りない信用力をカバーしながら融資をするという仕組みを作る、その運動の中心軸に金融機関が入ってもいいのではないかと思っています。また、ろうきんは立ち上がりの背景からして非常に運動性の高い、経済的な利益を目的としない金融機関ですから、何を目的とするのかというと、自分たちが暮らしやすい社会をつくるということに共感する人たちと、お金を融通し合っていくのが良いのではないかと思っています。全国のろうきんの仲間と話すときに、「われわれは融資することが目的ではないよね」という話をよくします。つまり、お預かりしたお金をしっかりと良いことに運用していくという、良質な資金の循環と言いましょか、「グッドマネーの実践だよね」という話をしています。

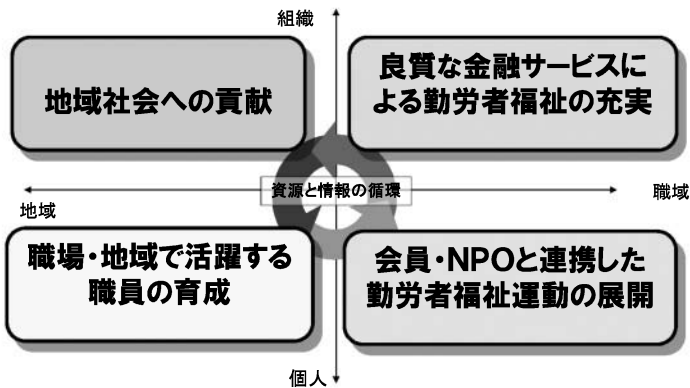
そういう点において、通常の金融機関が果たす役割は、良質な金融サービスを顧客に提供することだと思いますが、われわれはプラス三つあるのではないかと思っています。資料10の右下に「会員・NPOと連携した勤労者福祉運動の展開」と書いてありますが、この「会員」は労働組合、生協のことです。こうした会員の皆さんやNPOの方々と連携して、働く人たちが暮らしやすい

社会をつくるための運動に、われわれ金融機関も参加していくというスタンスで臨んでいます。また、われわれ職員が地域において、自分たちの仕事だけではなく、地域でも活躍できる人材を育てていくことも必要かと思っております。

### ろうきんの社会貢献プログラム

これまでつばら融資の話をしてきましたが、私たちろうきんでは、助成金の仕組みも持っています。なぜ金融機関が「業としての金融」だけではなく、「助成金」という仕組みを持っているのかということですが、経常利益の1%を上限としてろうきんが社会貢献活動にお金を出し、その一部を使って助成プログラムを実施し

## ろうきんの果たす役割



資料10

ています。

これは非常に少額です。「スタート助成」として三十万円を三年間提供し、さらにその後、「ステップアップ助成」として百万円を助成するという、合計で四年間連続して応援する仕組みがあります。なぜこうした助成金の仕組みを作ったかと言いますと、まず立ち上がり間もない方々を応援する仕組みとして、経済活動に必要な融資が受けられる団体に育てることも、金融機関としてできることではないかと思ったこと。もう一つは、市民社会に参加し、活動する人を増やすことも、そうした運動の延長線にある事業体としてろうきんが目指したいところなので、こういう助成金を作りました。

この助成金は一回に三百〜四百件の申し込みが来ます。そして、その中からわざわざ数十団体を選ばれるのですが、私たち金融機関にとって得るものがすごく大きいプログラムでした。というのは、いま市民社会でどのような活動が行われ、どういう社会課題があり、それにどのような人がどんな思いで取り組んでいるのか——ということが、わずかA4版四枚の応募用紙にぎっちり詰まっているのです。それを読み込むことで、われわれ自身も、どういう活動が地域にあるのかがよく見えるようになりました。また、それによって、ろうきんがNPOフレンドリーな金融機関であるということを知っていた点も大きな成果でした。



こうした助成金の取り組みは、お金の仕組みでいうと一階建ての部分です。初めの一步を応援し、最大四年間応援するプログラムが一階建ての部分。そして、次のステップが融資という二階建ての構造で、この制度がうまく動いていけばいいなと思っています。

また、全国のろうきんでは、ローンと助成金を取り扱うほか、先ほどお話のあった寄付型の預金という制度も取り扱っています。お客様の利息の三〇%、これは金利が低い中で三〇%ですから非常に小さなお金ですが、それを寄付していただき、そのお金を先ほどの助成金の財源に回していく。あるいは、いま金融機関にはいろいろな商品があり、その利用度に応じて貯まったポイントを、例えばフライパンやお茶碗といった景品に換えるサービスがありますが、それを社会貢献プログラムのコースに寄付してもらう。これは年間三百万円ぐらいのボリュームですが、そういうポイント制度によってNPOの財源に回していただける寄付を頂戴する、そんな仕組みもあります。ほかには、NPOの人たちの寄付金や会費を集めるため、希望の金額を希望の日に寄付先団体の口座に自動振替する「自動寄付システム」という金融サービスもあります。

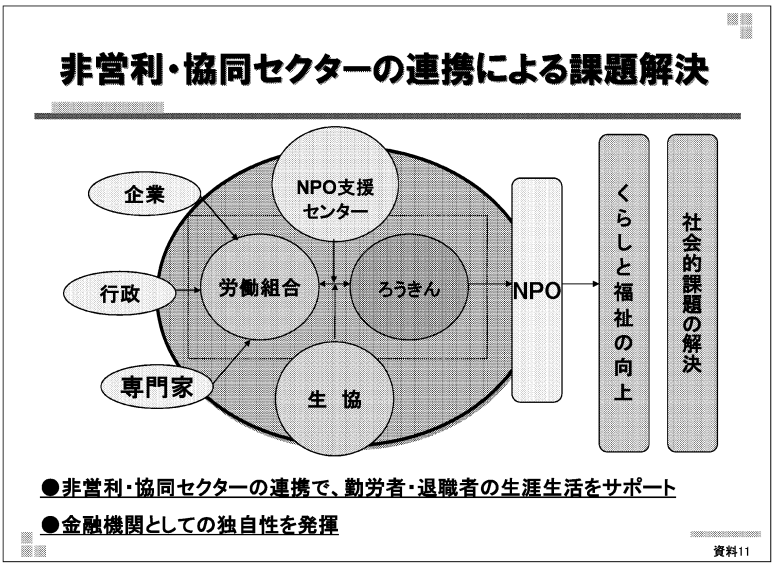
そしてもう一つは、NPOバンクへの協力です。これは協力をしたり、教えていただいたりというお互い様の関係ですが、例えばNPOバンクの理事になるとか、審査に参加させていただくとか、立ち上がりの時期に運営資金を少し出すといった、ささやかなつながりですが、北海道、

長野、中央、東海など全国のろうきんが、さまざまな地域のNPOバンクに、それぞれかかわらせていただいております。

### 非営利・協同セクターの連携による課題解決

先ほど重頭さんからもセクターの連携というお話がありましたが、私たちろうきんも、「助け合い・非営利」というテーマでつながる人たちと、いろんな連携をしていきたいと思っています（資料11）。

まず、ろうきんを中心に考えますと、労働組合や生協という労働金庫を作った出資者の方々との連携、それから地域のNPO支援センターの方々との連携、そして専門家、行政、あるいはこういうことに共感する企業との連携などを



しながら、NPOの支援を行います。しかし、NPOを支援することが、私たちの目的ではありません。その人たちを応援することで市民社会を良くする、良くなるということができたらいいなと思いますし、それをわれわれが日本の中で実現していいこうというビジョンを持って取り組んでおります。

では、そろそろお時間だと思しますので、ここまでで私の話を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**司会** ありがとうございます。現場ならではのリアルなお話と同時に、とてもマクロで、長期的なパースペクティブのご議論もあって、興味深く伺いました。

## 第二部 討論

司会 それでは討論の部に入りますが、先ほどご紹介させていただいた通り、お二人に討論をお願いしております。

最初に菅さんからお話しいただいて、次に藤谷さんという順番で進めたいと思います。それではよろしくお願いします。

### 1 市民社会と社会的金融——マイクロファイナンスの視点

菅正広 菅でございます。よろしく申し上げます。今日は、重頭さんと山口さんのお二人から、これからの日本の金融が展開していく道についてインプリケーションをお示しいただいたのではないかと思います。

宮本先生からは、「市民社会と社会的金融——マイクロファイナンスの視点」という内容で討

論を行うようご指示を頂いておりますので、今日はそういう視点から少しお話しをさせて頂きたいと思います。

先ほど重頭さんから社会的金融についていくつか定義のご紹介がありました。社会的金融とは、金融面での利益だけではなく社会的利益を求める金融であるというプレゼンテーションがあったと思います。マイクロファイナンスは、いろいろな社会的利益のうち「貧困削減」という社会的利益を求める金融と言えるでしょう。

#### マイクロファイナンス (Microfinance: MF) とは

マイクロファイナンスとは何かというと、一般に言われていることを最大公約数的にまとめると、「担保となるような資産を持たず、金融サービスから排除された貧困層あるいは低所得者層に対して、小規模の無担保融資や貯蓄・保険・送金といった金融サービスを提供し、貧しい人たちが貧困から脱却して自立することを手助けする金融」と言えるでしょう。

社会的利益とは何かについては、重頭さんや山口さんからプレゼンテーションがありましたが、貧困削減以外にも、例えば環境の保護、高齢者や障害者の人権、男女の無差別待遇などを実現することで得られる利益、それを社会的利益と考えていいのではないかと思います。別な言い方を

すれば、マーケットに委ねていては全く供給されないか、あるいは不十分にしか供給されない、いわゆる「市場の失敗 (market failure)」が起きる福祉、医療、環境、地域再生などの社会的課題に取り組むことによつて得られる利益、これが社会的利益ではないかと思ひます。

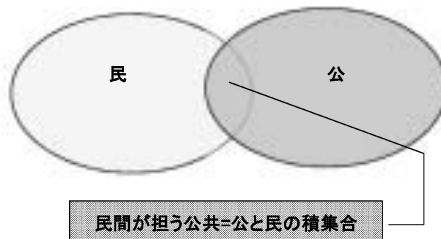
そのうちマイクロファイナンスは、先ほど申し上げたように貧困削減という社会的課題に対して、寄付とか補助金とか外部資金に依存せず事業収入やマーケットからの資金調達によつてビジネスの手法を活かして取り組む金融と言えます。

そこで、その理念をポンチ絵に描いてみると(資料1)、マイクロファイナンスは「私的利益と社会的利益の二元的利益の両立を追求」する

### マイクロファイナンス (Microfinance: MF) とは？

「担保となるような資産を持たず金融サービスから排除された貧困層や低所得者層に対して、小規模の無担保融資や貯蓄・保険・送金などの金融サービスを提供し、彼らが貧困から脱却して自立することを目指す金融」

※ 私的利益と社会的利益の2元的利益の両立を追求



資料1

ものです。私的利益とは、経済的利益あるいは財務的利益とも言えるでしょう。私的利益と社会利益の両立を追求するということで、「民」でもなく「公」でもない、「第三の道」として「民間が担う公共」ないし「公と民の積集合」と言えるのではないかと思えます。

また、日本ではマイクロファイナンスと言うとグラミン銀行のムハマド・ユヌスさんが有名なので、一般にバンングラデシュのような開発途上国で行われている金融と思われる、五人一組の小口無担保ローンと思われることが多いのではないかと思えます。しかし、マイクロファイナンスは開発途上国のものだけではありませんし、また、必ずしも五人一組のグループローンに限ったわけではありません。

### 先進国のマイクロファイナンス

残念ながら、現在のところ日本でマイクロファイナンスはほとんど行われておりませんが、世界では開発途上国に限らず欧米諸国等の先進国でも行われています。

例えば、アメリカには、「アクション(ACCION)USA」や「地域開発金融機関(CDFI Community Development Financial Institutions)」、「KIVA」などのマイクロファイナンス機関があります。KIVAについてはご存じの方もおられるかもしれませんが、インターネットを使って

海外の貧しい人たちに融資をするもので、グーグルで検索すると誰でもアクセス (<http://kiya.org/>) できます。私も一口二十五ドル≒三千円程度（為替は平成二十年七月当時）の融資をしています。そのほか、「マイクロファイナンス・インターナショナル・コーポレーション(MFIC)」という、日本人の枋迫篤昌さんが貧困層の人たちのために送金や融資を行っている機関もあります。イギリスには、「ストリートUK (Street UK)」や、アメリカから輸入したCDFI（地域開発金融機関）があります。また、フランスには「ADIE (Association pour le Droit a l'Initiative Economique)」がマイクロファイナンスを実施しています。このADIEについては重頭さんが論文を書かれています。

ここで資料2をご覧いただきたいのですが、先進国のマイクロファイナンス機関(MFI)には三つのパターンがあります。一つ目は自分の国の貧困層に融資をするMFI、二つ目は自国以外の海外の貧困層、例えばアメリカであれば中南米などの貧困層に融資をするMFI、三つ目は自国と海外の両方の貧困層に融資をするMFIです。アクシオンUSAは、当初、中南米の貧困層を対象にしましたが、今ではアメリカ国内の貧困層にも融資をしており、この三番目のパターンに当たるMFIです。

また、先ほど重頭さんのお話しにあったオランダのトリオドス銀行やオイコクレジットは、自



国以外の海外の貧困層に融資を行うMFIに資金提供するものです。ドイツ銀行のマイクロクレジット・デイベロップメント・ファンド（DBMDF）もこの範疇に分類されるでしょう。

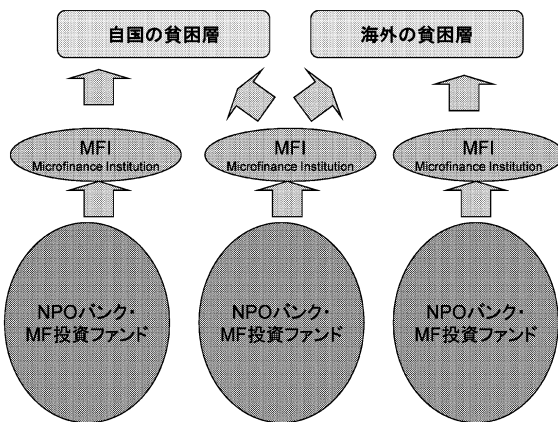
### 社会的金融やマイクロファイナンスと市民社会のかかわり

次に、本シンポジウムのもう一つのキーワードである「市民社会」が社会的金融やマイクロファイナンスに対して、どのような関わりを持ち、どのような役割を果たせるのかについて、少しお話しさせていただきます。

マイクロファイナンスのエッセンスは次の二点に集約されます。

一点目は、マイクロファイナンスとして貧しい人たちに融資をする際、原資やマイクロファ

### 先進国のマイクロファイナンス



資料2

イナンス機関を運営するための資金を自前でいかに安定して調達するかが、マイクロファイナンスのエッセンスです。

二点目は、山口さんからも先ほど資金的な支援だけでは立ち行かなくなるというお話がありました。マイクロファイナンスについても資金の提供だけではなく、借り手との間でいかにきめ細かな信頼関係を構築できるかがもう一つのエッセンスです。ろうきんさんの事例では、資金繰り表の書き方を説明するために遠くまで出かけて行くというお話でしたが、そのようなプロセスの中で借り手との信頼関係を築いていくことが大切なことだと思います。

マイクロファイナンスは、貧困削減という社会的価値のために融資をするものという意味で社会的金融と言えますが、マイクロファイナンス機関に資金を流す仕組みも社会的金融と言えるでしょう。

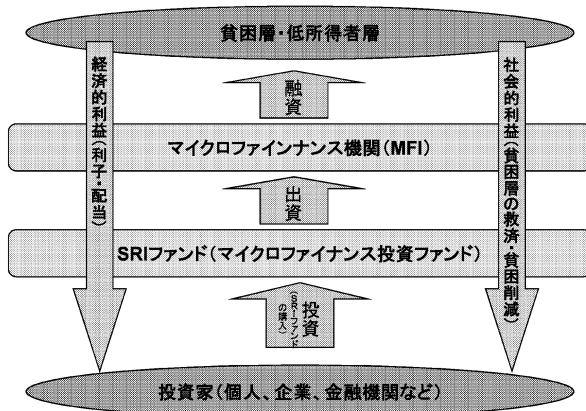
資料3をご覧いただきますと、ここに「SRI (Socially Responsible Investment 社会責任投資) ファンド」の例を挙げております。貧困削減という社会的な利益を追求する手段としてSRIファンド(あるいはマイクロファイナンス投資ファンド)があります。最近、企業の社会的責任(CSR)が言われますが、このファンドは、財務的な指標だけではなく、環境保護、貧困削減、人権保護といった社会的指標も評価し、社会的課題に取り組む企業に投資をするものです。

日本でも少しずつ開発され、エコファンドなどの例があります。

資料3の一番下に書いてある投資家が一番上の貧困層・低所得者層を支援したい時、SRIファンドという金融商品に投資を行うことによって利子配当という経済的利益と同時に貧困層の救済・貧困削減という社会的利益を得られます。この基本的な構図は、SRIファンドを今日お話のあったNPOバンクに置き換えても同じことが言えます。自分が貧困層を支援したいと思った時、預金金利は要らない、あるいは通常の半分程度でよいとすれば、そのような金融商品を通して私たち市民から貧しい人たちへのお金の流れができるわけです。

金融機関のCSRについては、一九九〇年代、

SRIの経済的利益と社会的利益の2元的利益の両立のイメージ図



資料3

不良債権問題が起きた際、公的資金投入の是非に関連して多くの議論がなされました。貸し手責任の観点から、金融機関が果たすべき社会的役割として社会的に良いことをする企業に優遇金利で融資するのも、社会的金融の一つの形だろうと思います。市民が他者の貧困に共感を覚え貧困層を救いたいという時に、自分の「意思あるお金」として社会的課題に取り組む主体に出融資することは社会的金融と言えるでしょう。

現在、日本にはマイクロファイナンス機関がほとんどありませんが、小口であっても広く資金を集められるSRIファンドやマイクロファイナンス投資ファンドは貧困層にお金を流す有効な手段だと思っています。

### 市民の果たす役割

市民が社会的金融において果たせる役割は非常に大きいものがあります。それは大きく言って三点あります。

一点目は、SRIファンドのような金融商品などの社会的金融を通して、われわれ市民が日本や海外の貧困削減に貢献できるということです。

二点目は、われわれ市民が社会起業家としてマイクロファイナンス機関という貧困削減の実施

主体になれることです。その受け皿組織としては、現行法の下でもNPO法人や協同組合の他にLPS法 (Limited Partnership Act for Investment 投資事業有限責任組合契約に関する法律) 等に基づく投資事業有限責任組合、有限会社、株式会社などがあります。

三点目に、貧困削減という社会的価値を追求する上で、われわれ市民以外にも金融機関を含む企業や政府などのプレイヤーがありますが、例えば、金融機関を含む企業にわれわれ市民が影響力を行使することによって、内外の貧困削減やマイクロファイナンス機関の支援を実現できます。それはどういふことかと申しますと、われわれ市民には消費者の立場、投資家の立場、労働力を供給するという意味での勤労者・働き手の立場があります。消費者の立場で言えば、貧困削減に取り組んでいる企業や金融機関の商品・サービスを買うことによって企業や金融機関の売上高や利益に影響を与えることができます。投資家の立場では、預金や株式、投資信託、社債などの購入を通じて、企業や金融機関の資金調達に影響力を行使できます。また、勤労者・働き手の立場では、きちんとCSRを果たしているところには優秀な人材が集まり、そうではないところ、例えば女性を差別するような企業や金融機関には就職しないことによって企業のリクルート戦略に影響を与えることができます。さらに、最近ではブログやインターネットに企業の評価を書き込むことによって企業や金融機関に影響力を与えることもできます。

このように、われわれ個人一人ひとりの力は弱いかもしれませんが、自分たちの意に沿う企業には「イエス」、自分たちの意に沿わない企業には「ノー」を言葉だけでなく行動でも示すことができます。消費者、投資家、勤労者として、貧困削減に取り組んでいる企業や金融機関を支援・支持できるのです。そうすることによって企業を変え、ひいては社会を変えることができるという意味で、われわれ市民の力は非常に大きいと言えるのではないのでしょうか。

もう少し申し上げたいこともあります。時間ですので、討論の中で機会があればお話しすることにして、藤谷先生にバトンタッチします。

## 2 市民社会と社会的金融——NPO法の視点から

**藤谷武史** 法学部の藤谷でございます。よろしくお願いたします。

今日は重頭さん、山口さん、菅さんお三方それぞれに、いま社会的に大きな枠組みの中で、どのようなイニシアティブがあるかという非常に刺激的なお話しを伺って、大変勉強になりました。むしろ勉強してそのまま帰ればよかったです。私もパネリストとして引っぱり出されていますので、法律家としての視点から、おそらくこんなことが問題になり得るのではないか、ある

いはこんなことを考えましたということ、いくつかお話しさせていただければと思います。

先ほど宮本さんからもご紹介いただきましたが、私は租税法や行政法を専門にしています。その中で、日本では九〇年代の終わりから問題になっているNPOの課税や税制優遇について勉強してきました。

私の問題意識は、今日のこのシンポジウムにかかわってくるのですが、まず税金でお金を集めて公的に使うという「公的なお金の流れ」、それから「自助」という言葉が山口さんのご報告の中にもありましたが、自分たちが経済社会の中で営利的にやっていくという「自己利益追求」、それに加えて「社会的金融」といわれるような三つ目のお金の流れ、そこに税制優遇がどのようにかわるのだろうか、またかわるべきか、という点から出発しています。

また、重頭さんからはヨーロッパを中心に社会的金融のお話しをいただき、山口さんからは日本のお話を中心に講演いただきました。私は、アメリカのNPO法や税制を素材にして勉強してきたこともありますので、極端なモデルかもしれませんが、アメリカ型のいわゆる寄付社会と、その対比における社会的金融の特徴について、議論の素材を提供できればと思っています。

## 社会的金融と法制度のかかわり

私のコメントの内容は二つありまして、一つ目は、社会的金融と法制度のかかわりということ。法制度が、社会的金融というイニシアティブに対して何ができるか、あるいはむしろ邪魔になっているのではないかという点を、少し見てみたいと思います。

まず、法制度は、いわば「断片ごとに」社会的金融にかかわってくるのですが、その法制度の設計はというと、これは必ずしも、日本では新しい動きである社会的金融にフィットした形になっていないのではないか、ということが言えそうです。

これは少し抽象的な話になりますが、法制度というのは、個人の自由や自律、財産の保護といった市場社会の保護であるとか、逆に公的・民主的な政治過程で何かを決めて、きちんと公平に実行していくといった任務は得意なのですが、その両極の間にある、「社会の中で自発的、利他的に連帯意識を持ってやっていく」活動についての対応は、あまり得意ではない。例えば、労働組合のように、法制度が組織的な「器」を用意することで市民社会のニーズに対応してきたケースもあるのですが、歴史を振り返れば分かる通り、法制度が対応するにはやはり時間がかかってしまう、ということ。同様に、NPO法という形でNPO活動の受け皿として法人格を提供するところまで行くのにも、相当時間がかかってしまいました。ともかくも、NPO法というものは



一応あるのですが、その先、社会的金融に対して法制度がダイレクトにかかわってくる・サポートするかというと、どうもそうではなさそうです。

逆に、法制度が新たな試みにとって思わぬネックとなるという場合もあります。これは藤井良広さんの『金融NPO』（岩波新書）の中で紹介されている話ですが、金融商品取引法や貸金業法といった既存の法律が、NPOの活動を支援する社会的金融として「意志あるお金」を集めるNPOバンクに対しても、NPOバンクも金融だからという理由で、横並びに規制がかかりそうになったということがありました。結果的にはNPOバンクには規制を及ぼさない、ということになったのですが、実践をされている方々の間では一時期かなり心配されたようです。

なぜそのようなことになるかというと、法制度を設計する側、あるいはそれを研究する私たち法律学者の側に、社会的金融のような新しい試みに対して理解がない、あるいは理論がないということが、一つの問題なのだろうと思います。社会的金融というものが何なのか、法制度が規制や支援といった形でかかわる必要があるのか、またその場合にどうかかわるべきか、といったことを考えなければいけないのだけれども、どうもいろいろと考える上でのハードルがあるようです。

例えば、NPOが銀行をやろうとしたときに、政府や法学者は「もしもこの仕組みを使って詐

欺的な悪いことをする人が出てきたらどうするのだ」と考えます。銀行法や貸金業法が、なぜあれだけギチギチにやっているかというところ、お金を出す一般市民と企業の間にある「情報の非対称性」という情報格差を悪用する人がいるかもしれないからです。こうした情報格差は消費生活の全ての面で問題になり得るのですが、専門技術的に目に見えにくい金融については特に消費者がだまされやすい、という発想で、伝統的に厳しい規制が課されてきました。実際は、ほとんどの人がまともなやろうと思っているのに、法律家というのはついつい性悪説で考えてしまうのです。しかし、それだと新しい試みについては話がなかなか進まない。

ただ、そうだとすると、ここで問題になってくるのは、「緩い制度を作ったせいで悪い人が出てきて、ひどい例がいくつも見られたけれども、それ以外のほとんどの団体はきちんとしている」という状況を許容できるかどうかで、これは、むしろわれわれ市民社会の側の覚悟が問われているような気がします。例えば、最近の消費者法制もそうです。消費者保護は良いことですが、一つの失敗、一つのエラーに目くじらを立てるあまり規制を強化して、結果として、消費者としてのわれわれを守るという大義名分のために、その他の可能性を摘んでしまうことがあるかもしれない。逆にそこが変われば、法律というのは、案外変わるものではないかと思えます。

また、これは法学者の怠慢ですが、そうはいつでもやはり金融だからという理由で、営利も非

営利も、社会的企業も営利企業も一緒に議論するのは、あまりに芸がないですね。では、どうするかというと、やはり法律制度における扱いや、うまく切り分ける方法を考えないといけないわけです。一番極端な立場は、NPO法人は良いことをやろうと思っっているのだから規制なし、自由放任だ、というものです。しかし、それはちょっとマズイだろうし、かといって営利企業と同じような規制で事足りりとするのも芸がない。では、その間をどうするのか考えていかなければいけません。その考える作業自体がわれわれ法学者の側に不足しています。だから先に白状しておきますと、私もその答えを持っているわけではなく、一緒に考えましょうということをお願いいたします。

私が専門のNPO税制の話は、この文脈ではあまり主役にならないそうですし、話したときりがないので今日は割愛します。ただ、一つだけ、アメリカではIRS (Internal Revenue Service) という日本の国税庁にあたるところが、実質的にNPOの監督官庁になっており、NPOは税制優遇を取るために「Form 990」という書式で、財務状態や活動状況などに関する報告書をIRSに提出します。これが、あるNPOが運営している「ガイドスター」というサイト (<http://www.guidestar.org/>) に全部載っていて、一般市民が、そこから情報を得て、「こういう団体があ

るのだな、ではこういうところにお金を流そう」ということになるのです。もちろんアメリカで

は、日本よりも遙かにNPOに対する規制や監督もしっかりしていますが、それだけではなく、非営利セクターの中にも情報インフラが整っているのだ、ということだけ関連して述べておきます。

### 法学的観点から見た社会的金融

二点目の内容は、法学的な観点から見た社会的金融です。要するに、社会的金融の特質は営利とは違う、あるいはもう一つ強調したいのですが、寄付とも違うという点をうまく捉えた上で、良い方法を考えなければいけないということです。

先ほど山口さんのお話しにもありましたが、アメリカでは「コミュニティー・デベロップメント」など、ローカルに融資を回していくという動きも、もちろんあるのですが、やはり寄付のウエートが非常に大きい。それと比べたときに、社会的金融にはどのような特徴がありそうかという点を、少し考えてみたいと思います。

今回の準備のため本を読んでおきますと、アメリカには、いろいろな人から寄付を集めて、それを一定に束ね、良い活動を行っているNPOを審査・チェックして、お金を流していくという仲介機能を担っている組織があります。それが「コミュニティー・ファウンデーション(Community

Foundation)」というものですが、中には比喩的にチャリティ・バンキングと言ったりする人もいるわけです。しかし、社会的金融の特徴は寄付なのかといえそうですが、今日のお話の中で助成もやっているというご説明がありました。むしろ中心は融資で、マイクロファイナンスも融資なのです。貧困層だからといって、お金を無償で与えたりするのではなく、融資をするということ。こうした違いが、どのような特徴をもたらすか。

あるいは、もう一つの軸として、これは必ずしもきれいに切り分けられるものではありませんが、あえてモデル化すると「意志あるお金」にも二つあるのではないか。例えば、風力発電の例が出てきましたが、こういう目的に私のお金を使ってほしいという「目的特定型のお金」と、そうではなくて、目的はいろいろあるけれども私の住むこの地域社会にお金を回していきたいという、「地域社会に目が向いているお金」もあるかもしれない。もちろんこの二つはオーバーラップすることが多いわけですが、あえて二つの軸を立ててみたということ。

### 資源配分の決め方と情報の非対称性の問題

何が言いたいのかというと、個人の意志、お金を出す人の意志と、お金を預かってどこかに回す「受託者」の判断は、果して常に調和するのか、矛盾することはないのか、ということを法律

学者は心配するのです。お金を出す人とお金を預かり運用する人の間で、意志や目指しているものが完全に一致していて、食い違いがないのなら、はっきり言って法律の出番はないのです。ところが、やはり個人々人が違うことを考えていると、食い違いが生ずるかもしれないし、場合によっては争いになるかもしれない。不幸にして食い違いが生じたときに、どのような処理の仕方を用意しておくのか、ということが、社会的金融のための法制度にとって一つの課題になってくるのだらうと思います。

そういう点で寄付と融資は違います。寄付は、基本にお金を出した人が決める「この目的に使ってください」という縛りがきつい。自分の信じた目的に使われるはずだと信じているからこそ、自分のお金を全部手離しているわけです。そうした尊い意志は尊重すべきだと思いますが、一方で、例えば障害を抱えている方々の支援など、社会的にはもつといろいろなニーズがあるのに、寄付する人が環境保護や美観の保存ばかりにお金を使ってほしいといったときに、お金を預かった側はどうすればいいのか。もちろん日本においては、社会的金融が芽生え、育ち始めたところですから、まだどんどんお金が流れ込んでも、どこにだってニーズはあるのですが、アメリカは、言葉が良くないですが、分野によっては少しだぶつき気味というところがありますので、ともすればそういう問題が表に出てくるのです。こうした問題は、日本ではだいたい先の話かもし

れませんが、しかし、あるといえはるのです。

一方、社会的金融の場合、融資はあくまでも融資ですから、「利子については寄付してもいいけれど、元本は返して下さいよ」とか、逆に「元本はお返しするから、ある程度こちらを信用してやらせてください」というところがあるわけです。これは先ほど述べた「寄付者の縛り」の問題を考えると、有意義な側面と言えます。しかし、これは私も山口さんのお話しを伺って非常に勉強になったのですが、貸倒れリスクをどうするかという問題が、ボトルネックになってくるのは否めない。だから、この寄付と融資を組み合わせることで、どちらか一方ではできなかったものを生み出すということは、非常に役に立つわけです。

今の話のポイントは、法律が社会的金融の問題に対して出しゃばる必要があるとすれば、それは情報の非対称性という問題であり、この情報の非対称性は、もちろん営利の場面とは少し違うのだけれども、社会的金融においても一応あり得ます、ということになります。

### 社会的金融への規制と支援をどうデザインするか

また、アメリカの良くない例を持ってきてしまうのですが、アメリカでは詐欺的な形で寄付を募るような人たちも出て来ています。例えば、ローカルにお金を回す組織であるコミュニティ・

ファウンデーションは、十九世紀から二十世紀の初めに中西部のクリーブランド辺りを中心に始まったもので、商工会議所などが世話役になってローカルな中小企業からお金を集め、地元の人々に合わせて出していくというようなことをやっていました。顔が見える、しかも、どこにどういふふうにお金を流すかは、準公共的かどうか、実質的に政治的な代表が行うという形で決まっていたわけで、そこに市民社会の構成員が参加していったのです。

ところが、アメリカも八十年代以降、寄付を受けて活動するNPOがとみに専門化、プロフェッショナル化して行きます。例えば「シエラクラブ (Sierra Club) アメリカに本部を置く自然保護団体」という有名な団体がありますが、昔は手弁当でやっていたのが、常設スタッフや専門知識を持ったスタッフを増やして行くにつれ(もちろんこれはこれで良い面もあります)、次第に一般の会員からの距離は遠くなってきた、ということも指摘されています。活動内容は華々しく宣伝はされるのだけでも、会員として活動をサポートする人には、時々寄付を募るメールやハガキが来て、小切手を送ったら年に一度活動報告書が送られてくるという形で、お金の出し手である一般市民からどんどん離れてしまっている、という状況があるそうです。

その点で、社会的金融にとって「ローカルであること」、あるいは顔が見える関係であることは強みだし、また大事なことなのだろうと感じました。それが無いところでは、法律が出張ってく



る必要性は高くなるかもしれません。だとすると、法制度設計の示唆としては、例えば、ローカルにやっているところと広く薄く全国的に展開しているところは扱いを区別する、というような切り分けの基準が出てくるかもしれない。もともと、ワンマン町内会長による財政の私物化、といった事例もありますので、顔が見える関係であれば自由放任でよい、とも言えないところが難しいところなのですが。

私がここでずっと話をしているのは、どうやったら必要最小限の法規制を組み立てられるかということ。それを考えるためには、社会的金融に立ち入って、法的な面、法的な問題意識から見たときに何が必要か、必要最小限の規制とできる限りの支援をどうやったらデザインできるかを考えなければいけないのだろうと思います。

最後に、公共団体、特に地方公共団体は最近、NPO活動支援という形で市民から寄付を募り、合法的なファンドをつくって、それを回すということをやっているのですが（例えば、福岡市の「あすみん夢ファンド（福岡市NPO活動支援基金）」など）、一方で、公共団体が絡むと画一化という危険もまたあるわけです。それに対してわれわれはどうやっていったらいいのかという質問を提起する形で、あまりに粗雑ではありませんが、私のコメントを終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

### 3 コメントと質疑応答

**司会** ありがとうございます。予想通りというか、期待通りというか、第三、第四の報告のような濃厚なコメントをいただくことができました。

これから、会場の皆さんから質問や意見を伺っていききたいと思うのですが、その前に私からも若干申し上げさせていただき、会場にお見えの山口二郎さん、稼農さんからも簡単なコメントをいただければと思います。

**宮本** この企画を立てた人間として、少し話題も提供させていただき、質問を出していこうかというところなのですが、今日のシンポジウムの題名である「市民社会と社会的金融」の「市民社会」というのは、もちろんアダム・スミスやマルクスの市民社会、つまり国家と区別される経済社会ということだけではなく、近年の市民社会の概念に特徴的であるように、市場でもない国家でもない「第三の領域」としての市民社会ということを強く念頭においているわけです。しかし、そういう意味での市民社会は、市場や国家と決して無関係ではなく、今日は皆さんも、ま

さに「第三の領域」に立って国家と市場をどう束ねていくかという、アクティブな領域として議論されてきたように思います。

そうなってくると、社会的にさまざまな有用な活動をしているところにお金を回していくという「社会的金融」の機能をめぐって、市場と国家と市民社会はどのような役割分担をしていくのかというのが、とても強い関心を持たざるをえない事柄になっていきます。

山口郁子さんからご報告があったと思うのですが、この数年間、日本では民間の活動への期待がものすごく高まっていて、民営化が進んできました。まさに、そうした中で日々活動されている山口さんも、「もう少し国や自治体がやってよ」とは言わなかったけれども、そのようなニュアンスのことをおっしゃっていたように思います。

今、この「社会的金融」が大切であることは、私を含めて多くの方が合意をしているのですが、例えば寄付ということで考えていくならば、藤谷さんからお話があったように、これまでその先進国はイギリスやアメリカのようなアングロサクソンの国々だったわけです。しかし、そういう国々を見ても、寄付だけで社会的に有用な活動を支えていくのはなかなか厳しいぞということになってきて、アメリカではサラモン (Lester M. Salamon) のいう「第三者政府」(Third Party Government)とか、イギリスではブレア政権による行政とNPO、イギリスではボランタ

リーセクターと言いますが、それらがある種の新しい社会契約を結び、チャリティーの役割を抑制して、行政からお金を回していく回路を拡大していつているようにも見えます。これはおそらく、社会的金融やチャリティー、これをどこで区別するのも大きな問題ですが、そうしたことと並んで、やはり行政の役割はきちんと押さえておくべきだろうということの証だと思っております。

菅さんは財務省からお越しということで、財務省の中からこういう議論をされる方が出てくるということに、ある種率直に感銘を覚えているのですが、例えば先ほど山口郁子さんから、監督官庁としての金融庁なり財務省なりへの期待とか注文みたいな話が少しあったかと思えます。菅さんは、その辺りの役割分担をどのようにお考えになっていらっしゃるのか。あるいは、山口さんは、お金の相談をしながら、その辺りについてどんな思いを持っていらっしゃるのかということも関心を持ちました。また、重頭さんには、ヨーロッパでの役割分担について、どのようなことをお感じになっているのかという点も伺えればと思いました。

それから、藤谷さんからいつも通りシャープかつクリアなコメントをいただきました。法の役割ということをすごく意識してご議論いただいたのですが、法の役割については、公益法人改革の後でも何度も話題になり、自らが公益を担っていくことに加えて、民間の活動の公益性を判定していく、そこで責任を果たそうとする難しさ、パラドックスみたいなものが藤谷さんのお話

しからも伺えました。その藤谷さんにも、基本的に同じことを伺いたい。つまり役割分担の話として、こうした機能を担っていく際に、法が公益を判定していくことがどこまで可能なのか、これは古くて新しい問題なのかもしれませんが、何か補足的に伺えればと思います。

少し長くなってしまいました。お二人からも補足的なコメントをいただきたいと思えます。では、山口二郎さんからお願いします。

**山口二郎** 私もこのような議論は初めて聞いて、いろいろと発見がありました。が、「ソーシャリズム」という言葉は、実はこちらの方に本当の起源があるのだということをもまず申し上げたいと思います。イギリスでは、ある種の社会連帯というか相互扶助の伝統があるので、「ソーシャリズム」という言葉は、ロシアではなく、こうした相互連帯の思想や運動の歴史に起源があるわけです。ですから、決して死んだものではないということをもまず申し上げ、いくつか感想というか、質問をしたいと思えます。

要するに、社会問題を政策によって解決するのがまどろっこしくて、自分たちで直接参加して解決していききたいという、これも一種の新市民社会というか、ある種のデモクラシーの形態なのだろうと思うのですが、いま宮本さんがおっしゃったように、政策の領域と自助や相互扶助の領

域は、やはり当然分かれてくると思うのです。

菅さんのペーパーを見ていても、非常に理想を感じてこれはいいなと思うのですが、例えば貧困とか環境破壊は人災なのでありまして、人間が引き起こした問題です。そうすると、あまりこの種の社会的な活動で問題解決ということばかり強調すると、タバコの吸殻をポイポイ捨てるスモーカーは無罪放免で、善意の市民が一生懸命その吸殻を集めるといった歪んだ構図、ある種の不正義をつくりだしてしまうという問題があるわけです。そのため連帯としての政策というか、まさに社会的・経済的な枠組みとかルールをどうつくるかという問題を、やはり常に意識しながらやらなければいけないと私は考えているわけです。

その観点からいきますと、山口郁子さんのご報告の中で、助成プログラムの審査はとても勉強になるというお話がすごく印象に残りました。A4版四枚のプロポーザルを読むだけで、いまの世の中に何が起きているかがはっきり見えてくるという、これは非常に面白いと思えました。つまり、そういう問題に対応するには、ろうきんだけではとてもお金が足りない。ですから、ここに政策の課題がたくさんあるわけで、そういうものを掘り起こして社会的に共有する、なかなか行政にもフィードバックするし、あるいは政治的な意味での問題提起につなげていく。そういう形で、伝統的な民主的政治過程の方にもイシューを提供し、そちらも活性化していくことが

できれば本当にいいなと思うのでして、その辺りで何かお考えがあれば伺いたいと思いました。

それから、私自身もいくつか定期的に寄付をする先はあるのですが、その種の経験と言いましょるか、思いをつなげて実現するという経験をすると、それがだんだん習慣になって日本の市民社会の文化も変わっていくことがあるので、私はもちろん、そういう自助的・相互連帯的な活動を否定しているわけでは決してないのです。

それからもう一つ具体的な問題で、郵便局の民営化は既に実現してしまつたのですが、昔、郵便貯金に国際ボランティア貯金などの良い仕組みがあつたし、財政投融資改革の中にも地域財投といつて、地域の郵便貯金のお金をもつと地域のミクロなものに回していこうというような話もあつたのですが、民営化したことによつて、やはりそういう可能性はなくなつたのか、あるいはこれからまだ何かやれる可能性があるのかという点について、もしどなたかがご存じであれば、教えてほしいと思います。

司会 ありがとうございます。では、稼農さんからもお願いします。

稼農和久 稼農でございます。どうもありがとうございます。大変勉強になりました。金融

についてはまったく素人でございますが、菅先生と何度か議論させていただいて、問題意識は非常に共有させていただいております。

キーワードとしては、まず「意志あるお金」の流れということが一貫してお話されていたのだと思います。実務家として地方公共団体でも働いたことがある人間の視点で、少しお話しできればと思います。

厚生労働省から大分県庁、岩見沢市役所といった自治体に行き、それぞれ働いてみて、今日のお話を聞きながらパツと思いついたのが自治体の単独事業です。

私は厚生労働省の役人ですが、大分県で福祉行政をやっていたときに、地方単独事業で障害児の二十四時間ケアのモデル事業を支援したことがあります。その際、事業費として二百万円を予算要求したのですが、一般財源が厳しいという理由でわずか八十万円に削られました。でも、事業者の方では、予算がつくだけでもありがたいということでもやりました。何を言っているかというと、たとえわずかなお金でも、地域の役に立つ事業へ回すことができた、むしろ喜べたのです。

地方財政が厳しくなってくると、そうした地方単独事業がだんだんできなくなって、国の制度で半分補助金が入るから付き合うという程度に収縮します。そういうイメージと、今回の「社会



的金融」の話がすごく重なって見えました。特にろうきんの助成金の仕組み、あれはまさに地方単独事業のイメージそのものだな、というのが第一点でございます。

二点目は、もう一つのキーワードである「担保」のあり方といえますか、そこは非常にご苦労されているところだと思いますが、京都の事例を他の地方でもやっていきたいというお話ですが、非常に印象に残りました。NPOに資金提供するのに労働組合などの集合体があるのであれば、菅先生のお話しにあったSRIファンドといった形が、むしろ担保機能となり、資金そのものが流れて行きます。それがもっと大きなものになっていけば、全体として皆さんが共有されている「意志あるお金」を出しやすい仕組みになって、共感を持てると思います。

最後に、藤谷先生もおっしゃっていたような公共団体との連携、役割分担という点については非常に難しく、ある意味で自治体側も、「社会的金融」としてこれからどんどん生まれてこようとしている部分も、ともに手探りの状況なのかなと思います。また、公と民の役割分担というところで、イタリアの例でしたか、金利分を公共団体が助成しているといったこともあるようなので、その辺りも含めて、日本ではどのようなスタイルが合っていくのかを、今後期待して見ていきたいと思いました。

## 会場からの質問とコメント

司会 ありがとうございます。ひと通りご回答いただいてからと思つたのですが、時間も少し押してきていますので、まとめてお答えいただくことにして、会場からいかがでしょうか。

お歴々が先に喋ってしまったということで、若い皆さんは喋りにくくなったかもしれません、そこは気にしないで、授業でもありますので、どんどん手を挙げてください。

それから、今日はNPOやNPOバンクから実践されている方もおいですので、そちらからもご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

質問者1 公共政策大学院の1年生です。重頭さんと山口郁子さんにお答えいただければ、と思つています。

「社会的金融」を行う組織は、経済的な利益と社会的な利益の両方を考えていかなければいけないのですが、組織にはいろいろな人がいるし、年月が経てばその人も替わったりします。そうした中で、組織は経済的利益さえ追求していれば潰れはしないわけで、社会的な利益を持続的に追求するということをどうやって担保していくのかが気になったので、そこを教えてくださいなと思つています。

質問者2 北海道庁に勤務しています。私は個人的にも、「社会的な企業」というものに興味があったので、参加させていただきました。

一つは、先ほどの稼農先生と私は意見がちょっと違い、山口二郎先生と似ているところがあるのですが、政府としての政策的な位置づけと、民間なり企業なりがやっていくことの違いは、市民の人権や権利をどのように実現していくかという点であり、その部分で政府の役割をもう少し考えていかなければいけないのではないかと思うのです。公共性という点では、両者ともやっていることは同じだと思うのですが、社会的なコンセンサスをどのように取っていくのかということとの関係で見えていく必要があるのではないかと思っております。

今日は重頭さんから、社会的金融をめぐる欧州の動向として、欧州評議会での決議の説明がありました。社会的な金融や社会的な事業活動を進めていく際には、やはり社会的なコンセンサスが必要で、そうしたコンセンサスの上に、政府なり民間なりが担うべき役割や事業が生まれてくるのではないかと思いました。そういう意味では、自治体も含めて、これから北海道でその辺りのことをどのように進めて行ったらよいのかと、非常に面白く聞かせていただきました。

そこで、いくつか質問をさせていただきたいのですが、重頭さんと山口郁子さんは、具体的な資金を安定的に管理するといったときに、例えばデフォルト率など、一般の金融などよりも少し

高く見ているのかどうか、その辺りのリスク管理をどのようにされているのかをお聞きしたいのです。

もう一つ、菅さんには、公益法人制度が改革されるということで、全体的に税をかけていく流れが出てきているのですが、政府がそういうところに税をかけていくときの公益性をどのように見ていこうとしているのかについて、お聞きしたいなと思っています。

**司会** 念のために申し上げておけば、菅さんも稼農さんもそれぞれの省庁からお越しですが、基本的に今日は個人でいらつしやるので、政府を背負って答弁させるのはちょっと酷なところがあります。今日は「市民社会」ですので、そのようにご理解いただければと思います。

では、時間もないので、あとお一人ぐらいになると思うのですが。

**質問者3** 私自身NPOの活動をしているものです。社会の課題を解決するには、基本的に税金を使う方法があるわけですね。そして、税の使い方に関する選択権は市民にあるはずで、市民が課題だと思ふことを解決する手段の一つとして税金を使う方法もあると思うのです。ですから、市民が民主的に課題を認識し、その課題を解決するという選択肢や機会をつくるのが大切

ではないかなと思っていました。それは寄付でやるのか、税でやるのかという方法しか、究極的にはないはずなので、その選択の権利は市民にあるのではないかと思っていました。宮本先生のお話もそういうことかなと思って聞いていました。

**司会（宮本）** まさに税金も「意志あるお金」であるべきだろうということですね。それが原点だろうということだと思います。

なかなか大変な質問が出てきたと思います。残り時間も少ない中で大変恐縮ですが、討論者の方は三分ぐらいを目処に、報告者の方は最大七分ぐらいでお答えください。では、菅さんから。

**菅** ご指摘のありました、政府、自治体、金融機関、企業、個人、NPOなど各プレイヤーの役割分担について、お話しさせていただきます。

私は今日、マイクロファイナンスは「公と民の積集合」とご報告しましたが、その中で公的なセクターの役割は基本になる大前提だと考えています。これは貧困削減に限らず、その他のさまざまな社会的課題にも共通することだと思います。

また、マイクロファイナンスは、開発途上国だけでなく、先進国にもあると申し上げましたが、

残念ながら日本にはほとんどありません。先進国でもその有効性や必要性が実証されているのに日本にはほとんど存在しないということと、一つのオプションとして付け加えてはどうかという提案をさせていただいたわけです。ただ、貧困削減においてマイクロファイナンスは非常に有効な手段だとは思いますが、決して万能薬ではありません。日本でも必ずや普及すると思っていますが、総合的な対策の中に位置づけるべきものでしょう。

総合的な対策とは、国の各省庁にまたがる施策です。例えば、生活保護等をはじめとした社会福祉や社会保障政策、就労支援・研修・能力開発といった労働政策。貧困に苦しんでいる個人だけではなく、零細企業や零細の農漁業者のための中小企業対策や農漁業対策。それから公営住宅等の住宅政策。貧困の基本的な解決策の道筋は幾つかあると思いますが、住宅・住居が基本です。で、公営住宅をどのように整備していくのかということが重要です。また、マクロ経済政策で最も影響を受けやすいのは貧困層ですから、インフレが起きないようにマクロ経済政策をどうやって適切に運営していくかということも重要です。さらに、ニートや引きこもり等の教育政策もあります。こうした総合的な対策で貧困削減に取り組むべきだと思いますが、その中にマイクロファイナンスをワン・モア・オプションとして位置づけることが大事ではないかと考えています。

マイクロファイナンスにおける政府の役割ということでは、藤谷先生からお話しがありました

たが、制度的なインフラ整備という意味での法整備があります。また、アメリカ、イギリス等で行われているような補助金等を使った予算措置や税制の優遇措置などを含めて、政策支援の余地があるのではないかと思います。

こうしたコンテキストで考えると、税ももちろん政治的に決められるもので、国家としてわれわれの意思が反映されるべきものであることは言うまでもありません。われわれは選挙で一票を投じることで影響力を行使することができます。本日お話ししたことは、国会や政府以外にも企業や金融機関など社会的課題に役割を果たす有力なプレイヤーがいて、そうしたプレイヤーにわれわれ市民が選挙権を行使すると同じように、影響力を行使するルートがあるのだということなのです。

**藤谷** 私に対する質問というか、宮本さんの公益性をどうやって見つけ出していくのかというお話は、最後に発言された方と山口二郎さんの政府の仕事ということにも直接かわってくると思います。公益というものが社会の中にあって、それは本来、民主主義の過程でやるべきなのでしょうが、それが機能していない状況の中で、市民社会の側から情報を発信していく。ただ単に発信するだけでなく、討議や議論あるいは実験の中で情報がつくり出され、それによって他

の人がまた意識を変えろということですよ。

結局、「情報」がキーワードで、その情報を制度改革というか、チャネルにつなげていくために、例えばたくさんの人が寄付をするというのは、ある種の人気投票みたいなものですね。これはある意味で市場的なモデルなのですが、そういう実験を進めるような制度的仕組み、具体的には、少額の寄付についてはあまりわざわざわしいことを言わずに税制優遇等で支援するとか、そういう方法はある得るのではないかと。その結果として、一部に悪いことをする人が出てきても、それは良いという割り切りですよ。

もう一つは、「目利き」という言葉が山口郁子さんのお話にありましたが、例えばイギリスにはチャリティー・コミッション（委員会）という形の「目利き」があります。しかし、これはある種イギリス的貴族社会において、その人たちが社会のために良き管理者とか、受託者として行うという趣があるんですよ。日本で同じことをやろうとすると、結局、お役所が行っているという印象になってしまうわけで、そこをボトムアップで、信用に足る人をどうやってつくり出していかかが問題ですよ。そういう意味では、まさにろうきんさんがやっておられるような「目利き」がどンドン出てくる必要で、「目利き」が一つである必要は、ましてそれが「官」である必要はないんですよ。むしろたくさんあって、「目利き」同士も、お金で測った業績ではなく、やってい



ることの「質」で競争するという形で、徐々にそういう層が作り出されていけばいいと考えています。以上です。

**重頭** 最初の役割分担というお話については、やはり民間の金融機関でお金が貸せるところは、それなりに継続性のあるところに限定されてしまうと思いますので、それ以外の基本的な部分は政策でカバーしていただきたいし、そうしていただかないと多分成り立っていかないと思います。

先ほどから税金の問題が出ていますが、オランダには、環境や社会に関する融資に対して税制優遇を行う「グリーン・ファンド・スキーム」や「ソーシャル・ファンド・スキーム」といったスキームがあります。また、イタリアの利子補給の話もご紹介しましたが、国なり地方公共団体に何らかの役割を果たしてもらうには、こうしたものをミックスすることで、もう少しうまくいく仕組みができるのではないかと考えております。

リスク管理につきましては、私も金融機関のシンクタンクに勤める者としても関心があり、どうやってそれを洗い出せるのか、その秘密を解き明かしたいと思っていますのですが、倫理銀行では、いくら聞いても「経済的な審査と社会的な審査で、二重に審査しているようなものなので、

そこをパスしているところは貸倒れが少ない」という話になります。実際に、貸倒れの比率はすごく低くて、不良債権の比率も一般の銀行よりとても低いのです。トリオドス銀行の方も、割とそういうところがありまして、「本当にそうなのか、そんなにうまくいっているのだろうか」と思ってしまうのですけれども。

一方、イギリスで行った調査では、ソーシャル・バンクから借入れをしようと思うところは割と規模が大きくて、比較的うまくいっているところが多いので、借り手の側がどんどん拡がっていけば、困っているところも借りにきて、対応が難しくなる可能性があるのではないかというレポートを読んだことがあります。倫理銀行の融資先がどの段階なのか、判断しがたいのですが、もし借り手がどんどん拡がってくれば、苦しい団体も借りにきて、貸倒れが増えてくる可能性もあるのかなと感じているところです。その辺りはまだ解明できていない問題です。

山口二郎さんから郵便局のお話がありました。私は昨年、郵便局の労働組合が民営化に向けて行った研究会に参加しました。労働組合の方々の考え方としては、やはり寄付をするような商品や社会的な役割というものを民営化後もとやっつけていきたいので、それを経営側に提言したいということでした。それがどれほど実際の業務に反映されるのかを、私も注目しているところです。

山口郁子　たくさんご質問をいただいたので、答えたいことが山ほどあります。少し順序が前後しますが、重頭さんの回答と関連しているところでは、デフォルト率の話があつたと思います。私は、貸倒れが何%あるかというよりも、相談に対する成約率は何%なのかということ聞きたいと思うのです。というのは、ろうきんに相談が十件きても、一件か二件しか拾い上げられていないのです。

もう一つ申し上げますと、私たちは四つの観点から審査しています。一番目は代表者がどういう人かという「経営評価」、二番目は理事会がきちんと機能しているか、ガバナンスが働いているかといった「組織運営」、三番目は社会性があるかとか、市民参加があるかなどの「事業評価」、そして四番目が「財務評価」です。このうち、初めの三つは地域で評価できることだと思っておりますが、四つ目の財務評価は金融機関がやることなので、ものすごくウエートが重いです。社会的に良いことをやっても、経済的にガタガタだと貸せないのです、社会性の評価を審査に入れているのだけれど、やはり財務評価を重視しているのです。そういう点では、私たちが十件のうち九件を断る理由として、社会性の評価はすごく共感できるのに、財務内容がボロボロであるとか、融資案件ではないということがあるので、海外の金融機関もデフォルト率は低いかもかもしれませんが、採択の割合はどうかというのをぜひ聞いてみたいと思えました。

リスク管理という点では、私たちは融資先と四半期に一度お会いするとか、あるいは助成先のNPOとも年に二回ほどお目にかかるようなことをやっています。というのは、お金の出し手と使い手のコミュニケーション、顔が見える付き合いをしないことには、お互いに何が課題で、何を困っているのかが分からないし、もう一つ貸し手の責任として、預金者に対するアカウンタビリティもあります。やはり私たちお金の貸し手が、預金者のお金をこのように運用しているというコミュニケーションを仲介すべきだし、お金の借り手が困っていることを知って、そこをまた支援する責任もあるだろうということで、われわれはそういう貸し手責任を意識して、情報開示も支援していくようにしています。

山口二郎先生からは、助成金の申請書からいろいろなものが見えてきたという点が印象に残った、とのお話がありました。これに関して、私たちがいま何をやっているかという点、NPOの政策提案能力を高めるために、例えば子育ての問題で法制度化の必要が出てきたという点、そのコミュニケーションの人たちと、時には政治家の先生も呼びながら、何が課題で何をどう解決していったらいいのかという問題の顕在化を行っています。また、われわれは労働組合に非常に近い存在ですので、労働組合の人たちとNPOの人たちをつなぎながら、社会課題は何があるのか、どう法制度化するのかというシンポジウムを開いたりもしています。それは金融とまったく異なる

ることですが、一つの運動として問題を顕在化する、あるいは民間・市民の目線で問題を提起し、それを労働組合を通じて政治に上げていく、ということをやれたらいいなと思っております。

それから学生さんより、社会的な利益を持続的に追求するということを組織内でどうやって担保していくのかという質問がありました。組織運営においては、ミッションというものが大事だと思えます。儲かるか儲からないかではなく、自分たちは何を解決したくてこの活動をやるのかという理念が、組織にはあると思うのです。NPOの人たちが、自分たちのスタッフや支援者などそれぞれのステークホルダーに、その理念をどういう形で浸透させていく努力をしているのかを、私たちは融資審査上も見えていきます。例えば、組織のビジョンをどう作っているのか、それをどう説明しているのか、あるいは理事会でどんな議論がされているのか、スタッフのスキルアップのためにどんな要素を入れているのかということ、面前でインタビューするのです。そうすると、一人のリーダーがやりたい放題やっていたり、理念を全然共有していなくて、結局、組織のガバナンスが働いていないケースもあつたりするので、そういう点では、NPOがいかに自分たちの社会的な目的を共有しているかというところを審査する必要があります。それは、理事会の機能や総会の議案書などを読み込むことで、かなり見えてくるものがあります。

また、組織の中で問題が生じている場合、われわれ金融機関のノウハウだけでは応援ができな

いので、例えば会計処理に問題があれば、会計士に応援を頼みますし、あるいは経営コンサルタ  
ントや地域のNPO支援センターに、ミッション・ステートメントをつくるための応援を頼んだ  
り、媒介したりすることもあります。答えになっていくかどうか分かりませんが、いまわれわれ  
がやっていることはそういうことです。

それから稼農先生より、SRIファンドのような形で、人の思いのこもったお金を信用力の担  
保にしていくというお話がありました。先ほどご紹介した京都の労福協の仕組みは、五千万  
円の範囲内で借り手もたくさんいるのです。たまたまあれはすごい成功例だと思うのですが、もつ  
とローカルに、もっとミクロな視点が必要だと思います。つまり、先ほども言いましたが、お金  
の出し手、貸し手、使い手の関係は、小さければ小さいほどガバナンスが働くので、そういう仕  
組みを作りたいと思っています。そこで、一つ思いついたのは、NPOには支援者がたくさんい  
ますので、私たちがこのNPOを応援しませんかというよりも、直接、私たちを応援してくれと  
いった方が絶対に響く人もあると思うのです。そのときに、その団体がファンドを集めて、それ  
を共感してくれる金融機関に託し、そのお金で二倍型、三倍型の資金を調達するような仕組みが  
できたらいいなと思うし、例えばソーシャル・ファンドという大きな財布を作って、それぞれの  
プロジェクトに融資をするということもあると思います。その際、できるだけ小さい仕組みの方

が、法で規制する必要もなく、本当にコミュニケーションが働き、ガバナンスが働くお金の仕組みができるのではないかと思ったりもしています。

官と民の役割分担については、宮本先生や藤谷先生のご指摘に加え、参加者の方からもご質問がありました。NPOの支援基金制度のように官がやっていることや、ファンドを集めて支援するような仕組みを作っているのではないですか。ただ、私は、少し強烈な言い方かもしれませんが、民間がやるべきことを行政があれこれしなくてもいいと思っています。官には官の役割があると思うのです。

官の役割とは、市民から見てもやはり圧倒的な信用力があるので、例えば先ほどお話したNPOを支援するためのソーシャル・ファンドを作ろうと思ったときに、税金でそれを全部賄ってくれなくてもいいので、シード・マネー (Seed Money) ファンドなどの創設時に投入される資本・資金)を提供するとか、あるいはNPOのソーシャル・ビジネスに対する関心が薄い企業や多くの市民に支援を呼び掛けるアナウンスをするというだけでも、かなりの資金が集まるのです。そういう点では、行政がNPOに直接融資したり、債務保証をしたりする仕組みを作る必要はなく、関心を寄せてもらうための呼び掛けや、インフラ整備だけをやればいいのではないかなと思います。

自治体の名前を言うと差し障りがあるので言いませんが、ある政令指定都市から、NPOに融資をしたり、万が一貸倒れたときのために債務を七〇%保証するような仕組みを検討したいと、相談を受けたことがあります。その制度を作ってみたところ、参入する金融機関や貸出が増えても、年間の予算は年度主義で決まっているので七〇%は保全されないし、その税金はまったく役に立たないですね。このように、本来、行政がやるべきことでないことに税金を無駄に使うなら、もっと土台を作ることに力を入れるべきだと思います。先ほどNPOの方がおっしゃっていましたが、税金の使い方は基本的に市民にまかせるべきだという意見に私も賛成です。例えば、NPOに助成や補助を行う場合でも、その審査は行政が決めた委員ではなく、できるだけ民間の視点を入れた態勢を作るとか、市民が参加しやすい土壌や機会をつくり、それを市民に伝えることをしっかりとやっていただだけで、市民のアクションは、意識も含めてかなり大きくなっていくのではないかと思います。

最後にもう一つ言いたいのは、藤谷先生も触れられていましたが、貸し手にもいろいろな基準があつていいと思うのです。私たちろうきんは、「こういう領域のNPOを応援したい」という、ある特定のポリシーを持っており、そのための審査の仕組みとして「これを聞こうよ」という質問項目も持っています。つまり、すべての金融機関が同じ基準でなくてもいいし、同じ視点でな



くてもいい。貸し手がいかにポリシーを持つかが大事だし、それはNPOバンクであれ、金融機関であれ、貸し手がポリシーを持って融資をし、それをきちんとアナウンスすることが、健全な金融が働く上で大事な点なのではないかなと思いました。

**司会** ありがとうございます。最後の山口郁子さんのリプライは大変興味深かったです。一点だけやや異論を唱えると、官に対する庄倒的信用と言っていましたけれど、それは倒産しないと思っただけなのであって、決して信頼しているわけではない。だからこそ、こうした活動に対する期待が高まっていることだと思えます。

その辺り、非常に複雑な思いをわれわれは抱かざるを得ないわけでありまして、私の友人のポー・ロートシュタイン (Bo Rothstein) というスウェーデンの政治学者が「行政に対する信頼が高いところは、市民相互の信頼も高いのだ。両方相互的だ」ということを、意識調査の結果として強調していましたけれども、なるほどなと思いました。

行政不信がどうしても強い、どうも税金がきちんと思い通りに使われない。だからもう少し身近な方法として「社会的金融」となる。でも、これは邪道なのかというと、決してそうではなく、おそらくこういう方法で市民相互の信頼が高まっていく。これは、山口郁子さんなどが現場でこ

苦勞なさっていることだと思いますが、そのことによつて、市民が選んだ政府や行政に対する信頼も甦つていくという、そういうポジティブな回路は予想されるし、切り開いていかなければいけないのだと、まさに行政の真つ只中においでの方々、個人として考えていらつしやるわけです、大いに期待が持てると思います。

今日は大変長時間になりましたが、皆さん最後までお付き合いをいただき、ありがとうございます。これでシンポジウムを終わります。どうもありがとうございました。

重頭ユカリ（しげとう・ゆかり）早稲田大学院経済学研究所修士課程・英国グラスゴー大学大学院比較地域分析学修士課程修了。一九九四年より農林中金総合研究所にて、農協を中心とする個人金融の動向、ソーシャル・ファイナンス、欧州の協同組合銀行についての調査を担当。現在は㈱農林中金総合研究所 主任研究員。主な著作に「ヨーロッパにおける連帯ファイナンス」西川潤・生活経済政策研究所編「連帯経済——グローバルゼーションへの対案——」、明石書店、二〇〇七年九月、「フランスの協同組合銀行と連帯ファイナンス機関ADIEの連携——協同組合銀行のCSRの一部として——」農林金融第六十巻第一号、二〇〇七年一月、「フランスにおける連帯ファイナンス」農林金融第五十九巻第三号、二〇〇六年三月。

山口 郁子（やまぐち・いくこ）一九八五年東京労働金庫（現・中央労働金庫）入庫。営業統括部等を経て二〇〇七年三月より中央労働金庫 総合企画部 CSR担当 次長。二〇〇〇年四月、国内初のNPO法人向け融資制度「NPO事業サポートローン」を創設。以後、「社会貢献預金NPOサポーターズ」、「中央ろうきん助成プログラム」の企画・開発を担当。特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわの理事としてNPOの運営に携わる。

菅 正広（かん・まさひろ）一九五六年、福島県生まれ。東京大学経済学部卒業後、大蔵省入省。英国ケンブリッジ大学修士（MA）。相馬税務署長、主計局主査、OECD（経済協力開発機構）税制改革支援室長、財務省国際局・関税局課長、大臣官房参事官などを経て、二〇〇七年より北海道大学公共政策大学院教授。主な著書・論文に、『マイクロファイナンスのすすめ——貧困・格差を変えるビジネスモデル——』（東洋経済新報社、二〇〇八年）、「鉄道共済年金対策関連法案について」『ファイナンス大蔵省 一九九〇年』、『Emerging Issues In Future Tax Reforms——Challenges for Tax Authorities in a Globalizing Economy——』（OECD, 1998）など。

藤谷 武史（ふじたに・たけし）一九七六年生まれ。東京大学法学部卒、同大学院法学政治学研究所助手を経て、二〇〇四年より北海道大学大学院法学研究科准教授。専門は租税法。非営利公益法人の税制優遇の研究を出発点に、政策手段としての租税の性質論や、租税法と財政法の交錯領域を主たる研究対象としている。主要著作に「所得税の理論的基礎の再検討」金子宏編『租税法の基本問題』所収（有斐閣、二〇〇七年）、「非営利公益団体課税の機能的分析——政策税制の租税法学的考察（一）〜（四）完〜」『国家学会雑誌』一一七巻一一・一二号〜一一八巻五・六号（二〇〇四〜二〇〇五年）。

宮本 太郎（みやもと・たろう）一九五八年、東京都生まれ。中央大学法学研究科博士後期課程修了。立命館大学法学部助教授、同政策科学部教授、スウェーデン国立労働生活研究機構客員研究員などを経て、二〇〇二年より北海道大学法学研究科教授。二〇〇八年四月より同研究科附属高等教育研究センター長。主な著書に『福祉政治——日本の生活保障とデモクラシー』（有斐閣）、講座『福祉国家のゆくえ』——福祉国家再編の政治（編著）／ミネルヴァ書房）、『福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学』（法律文化社）など。

## 刊行の言葉

日本社会を覆う改革の潮流の中で、大学も知の孤島から社会に開かれた知の拠点になるべきことは言うまでもありません。北海道大学大学院法学研究科附属高等教育研究センターも、二〇〇〇年四月の発足以来、社会科学の最先端の研究成果や各界の知的リーダーの叢智を社会にフィードバックすることを目指してきました。

二十一世紀に入り、日本は政治、教育、経済などあらゆる分野で混沌の度を深めています。改革という言葉は政治家の口からもマスメディアにも頻繁に語られています。何が改められるべき課題であり、どのような道筋をたどって改革を進めるべきかという基本的な部分で、議論が十分深められているとは言えません。

改革とは一握りのリーダーによって可能になるものではありません。広範な市民が同時代に存在する政策的課題を認識し、その解決に向けた基本的な理念を共有してこそ、時代は動いていくことができます。市民による同時代に対する認識を深めるための手がかりとして、ここにセンターブックレットを刊行します。

当センターは今まで、国政や地方政治の前線で活躍するリーダー、同時代の日本や世界を鋭く分析する作品を発表した研究者など、様々な方々をお招きし、知的触発の場を設けてきました。それらは、日ごろマスメディアでは伝えられないような生きた現実に関する体験的分析であったり、社会科学の研究の醍醐味を伝えてくれるものであったりします。こうしたゲストのお話が一度限りで消えてしまうのはもったいないことで、そうしたシンポジウムの記録を広く地域社会と共有するために、このブックレットは作られました。

今の日本では、効率優先、実利志向に基づく改革の中で、大学における社会科学の研究の意義が見失われかねないという現実があります。しかし、私たちが真に主権者として、社会の担い手として、自分たちの生きる国や地域社会のあり方を作り変えるためには、一見迅速であり、無益に見えても、政治や社会の課題について考え、議論するという作業を蓄積することが土台になるはず。このブックレットを通して、大学のそのような活動について理解していただき、議論の広場に参加していただければ、幸いです。

二〇〇二年十一月三〇日

ACADEMIA JURIS BOOKLET 2008 No. 27

**「市民社会と社会的金融」**  
—— ヨーロッパと日本のNPO支援システム ——

---

2009年2月25日 発行

著 者——重頭ユカリ 山口 郁子  
菅 正広 藤谷 武史  
宮本 太郎

編 者——北海道大学大学院法学研究科  
附属高等法政教育研究センター

発行者——宮本 太郎

装 幀——山本 健二

編集協力——(株)北海道新聞情報研究所

印刷・製本——(株)アイワード

---

Printed in Japan

ISBN 978-4-902066-26-5 C0031

©北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター